

平成23年第1回能登町議会定例会 会期日程表

平成23年3月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	7	月	午前 10 時 00 分	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程 趣旨説明・委員会付託
第 2 日	8	火		休会(常任委員会)
第 3 日	9	水		休会(常任委員会)
第 4 日	10	木		休会(常任委員会)
第 5 日	11	金		休会
第 6 日	12	土		休会
第 7 日	13	日		休会
第 8 日	14	月	午前 10 時 00 分	一般質問
第 9 日	15	火	午後 1 時 30 分	一般質問
第 10 日	16	水		休会
第 11 日	17	木		休会
第 12 日	18	金	午後 1 時 30 分	質疑・討論・採決 閉会

開会（午前１０時００分）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成２３年第１回能登町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は、１７人で、定足数に達しておりますので、これより、
本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、７番 河田信彰君、
１０番 奥成壮三郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１２日間にし
たいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から３月１８日までの１２日間
に決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第３「諸般の報告」を行います。
地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、
説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿と
して、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案４３件が提出されております。また、監査委員から平成２２年１１月分、１２月分、２３年１月分例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

議案第５号から議案第４７号

議長（久田良平）

日程第４ 議案第５号「平成２３年度能登町一般会計予算」から、日程第４６議案第４７号「能登町教育委員会委員の任命について」までの４３件を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂 君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成２３年第１回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、先月の臨時会に引き続きご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由につきまして、その概要を説明いたしたいと存じますが、説明に先立ちまして、ニュージーランド・クライストチャーチ付近で、去る２月２２日に発生したマグニチュード６．３の地震で、多数の日本人が被災したとみられ、地震により、被害を受けられました方々に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、平成２３年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

昨年までの、能登町創生期とも言える５年間を終え、本年は、次のステップであります成長期、成熟期へ進む初年度と位置づけ、住民の皆様との絆をより固くし、総力を挙げて、一步前へ、更に一段上へ進むべく、生活環境・教育環境の整備、土地の有効利用など、取り組むべき施策に「生きた投資」を行い、町民の皆様にとっての福祉の向上になるものは何かを常に考え、「能登町総合計画」や「能登町まちづくり計画」に沿った、ふるさと振興に努め、町民の皆様と知恵を出し合いながら協働で町づくりを進めたいと考えています。

ご承知のとおり、合併当初の危機的だった財政状況は町民や議会の皆様の深甚なるご理解の下で行った集中財政改革期間を経て、各財政指標は改善されつつあります。しかしながら、２月に公表されました平成２２年度国勢調査速報集計結果による能登町の人口は１９，５７５人で、５年前の国勢調査人口と比べ

2, 217人の減となり、減少率は県下最大の10.17%となっています。このような人口の減少は、普通交付税や税収など歳入の落ち込みを招き、当町の歳入基盤への悪い影響が懸念されます。

また、急激な少子化や高齢化あるいは景気雇用情勢の悪化は、社会保障関係経費を増大させることとなりますし、地方の権限や創意工夫が求められる地方分権改革においては、その役割に見合う責任と財源を担っていかなければなりません。今後も引き続き、財政状況の厳しさが憂慮され、予断を許さない行財政運営を強いられるものと考えています。財源の確保と持続可能な財政基盤の確立を図るべく、今後とも行財政運営の更なる合理化を進め、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、国の動向をしっかりと見極め細心の注意を図っていきたいと考えています。

さて、我が国の経済動向につきましては、閣議決定されました「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、我が国経済はリーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきたものの、急速な円高や海外経済の減速懸念により、夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとしています。

また、国の財政運営では、平成23年度においては、新成長戦略が目指すデフレ脱却と景気の自立的回復に向けた道筋を確かなものとするため、「成長と雇用」に重点を置き、予算、税制、規制の制度面から最大限の努力を行うことを財政運営の方針とし位置づけるとしています。ご承知のとおり、平成23年度は政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算であり、国の一般会計予算規模は、92兆4116億円、対前年度0.1%の増となっており、「成長、雇用を重視し新成長戦略を着実に実施」、「国民の生活を第一にマニフェストを着実に実施」、「財政規律の堅持」を念頭に予算編成が行われたものであります。しかしながら、その内容は、公債金収入が税収を超える予算であり公債残高は過去最高額を超える見込みですし、子ども手当では、地方負担が継続されていることや、地域自主戦略交付金いわゆる一括交付金は、都道府県のみで実施する内容となっています。

また、国と地方の協議の場の法制化などを盛り込んだ地域主権改革関連法案の成立の遅れもあり、地方にとっては、依然厳しい状況であると思われます。地方財政計画では、総額が82兆5200億円で、対前年度0.5%増となっています。歳入に占める一般財源は、59兆4990億円となっており、前年度を下回らないように確保されています。しかしながら、地財計画の一般財源は、税収が伸びる計算となっており、いわゆる実質交付税である普通交付税と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額は逆に3.9%の減であります。税収が伸びない当町においては、依然、厳しい財政状況に変わりありません。

また、国においても少子高齢化や、生産年齢人口の減少が進んでおり、持続

可能な社会保障制度あるいは地域主権の確立に向けた財源確保の問題など、今後の施策においても、まだまだ不透明な部分がありますので、今後も国の動向をしっかりと見極めていかなければならないと考えています。

当町の財政状況は、始めに申し上げましたとおり、県下最悪だった財政指標は少しずつではありますが改善の方向に向かっている状況であります。

しかしながら、平成23年度の予算編成では、歳出において、能都中学校改築事業や能都地区有線テレビ伝送路整備など大型プロジェクトが予定されていたことをはじめ、今後も公債費が高い水準で推移することや、高齢者増による社会保障関係経費の増加が予想されます。

また、歳入面では、普通交付税で国勢調査の人口減による影響があることや、事業仕分けの反映など、地方財政に与える影響が不透明な部分もありましたが、結果的には当町においても一般財源の確保が見込まれることとなりました。

予算編成方針においては、一般財源ベースのマイナスシーリングは行わず、可能な限り経常経費の削減を図りながら施策の見直しを行い、町民生活への関連性が高く緊急性のある事業を優先し、将来の発展に必要な事業につきましては、積極的に取り組むことを基本として、予算編成をしたところです。

これらのことを踏まえ、予算調整をした結果、平成23年度当初予算の規模は一般会計が、前年度当初予算対比10.9%増の147億8100万円、国民健康保険特別会計など10特別会計予算の総額は、当初予算対比17%増の83億1972万3000円、水道及び病院事業の2企業会計予算の総額は、当初予算対比3.1%増の32億2621万5000円となり、全会計を合わせた予算総額は、前年度当初予算対比11.7%増の263億2693万8000円となっています。

引き続き、新年度の具体的な取り組みの概要をご説明します。

はじめに「潤いある暮らしを支える快適なまちづくり」についてであります。町民の暮らしを支えるまちづくり事業として、「生活交通対策事業」では、地域住民の足を守る観点から路線バス運営費の補助金や能登有料道路通行料金軽減対策補助金を確保した他、バス待合所整備費補助金を追加したほか、地域の実情に合わせ、更なる効率的かつ効果的な地域交通体系を検討するため「乗り合いタクシーの実証運行経費」を計上し、今後のより良い効率的な交通対策を進めたいと考えています。

防災行政告知施設整備事業では、旧能都エリアの告知施設についてリニューアル整備費を計上いたしました。内容は、録音可能な告知放送や町内単位のきめ細かな告知放送が可能となるほか、能登町内加入者間の無料電話が出来るなど、サービス内容の統一化が図られることになります。

道路橋梁関係では適正な維持管理に配慮し、新たに住民生活に密着した13路線の改良費を新規に計上したほか、4路線の整備を継続し、昨年引き続き街路整備として「新町通り線整備事業」を行うことにしていますが、本年は梶

川橋の架替工事を予定しています。

また、「まちづくり交付金事業」では、旧宇出津駅前の能都共同福祉会館横の南北道路新設事業費を計上したほか、宇出津62号線の消雪装置設置工事を計上いたしました。

公営住宅整備事業では、鵜川駅前団地結露対策事業費の計上や新たに梅の木団地で2棟の除却解体経費や外構整備費を計上したほか、城野住宅1棟2戸の新築経費を計上いたしました。

除雪対策では、近年の大雪を考慮し、除雪ドーザーの購入や、除雪業務委託では、固定費の強化を図り稼働費を含めた所要経費を増額計上しています。

消防設備では、水難救助用備品や耐震性防火水槽の整備をはじめ、常備消防では高規格救急車1台の更新をするほか、非常備消防では宇出津第2分団の消防ポンプ自動車の整備を行うことにしています。

また、松波市街地の豪雨時の浸水を防止するため浸水対策管路整備費により、本年度の完成を予定し、公共下水道事業特別会計において継続計上いたしました。

次に「地の恵みを糧とする活力あるまちづくり」についてであります。企業の雇用情勢が不安定であり、非正規労働者や中高年齢者等に対する雇用・就業機会が依然厳しい状況にあることから、生活安定のための雇用支援を行うため、町の臨時職員の雇用をはじめ、民間企業等に委託して、一時的な雇用機会の創出を図るため「緊急雇用創出事業」を増額し継続計上いたしました。

また、地域の実情に応じ、地域求職者等を雇い入れて雇用機会を創出する企業に対し、その取組を支援する「ふるさと雇用再生特別基金事業」についても、継続して予算化を行っています。

農業総務費においては、国連食糧農業機関が認定する「世界農業遺産ジアス」に、羽咋市以北4市4町で構成する「能登の里山里海」が登録申請されております。これは、現在も営まれている農業活動と、その基盤となる生物多様性を重視している「遺産」として次世代への継承を目指すもので、登録されますと里山里海保全に向けた国際的なネットワークの構築や、観光客の誘客促進が期待できるものであります。

遺産登録を前提に能登の里山里海発信事業に対する、負担金を新たに計上しています。

また、能登町の農林水産物の鮮度を活かした食材提供の可能性調査等を実施する開発調査研究事業や有害鳥獣駆除防除への補助金を計上しています。

農業振興対策事業では、奥能登4市町の農山漁村の活性化策として、都市部からの子ども達を対象とした交流受入事業への助成や遊休農地有効利用促進事業として耕作放棄地を活用した振興作物産地拡大や施設整備に対する助成を計上しています。

また、地場産業の育成を図るため、ブルーベリーの加工販売業務支援費をは

じめ、クロマルハナバチ飼育事業では、試験飼育期間を経て、更なる商品化率向上を図るため生産事業補助金を計上いたしました。

農業基盤整備では、経営の安定化を進めるため「農村振興総合整備事業」をはじめ、「県営老朽ため池整備事業」、「県営中山間地域総合整備事業」及び「県営畑地帯総合整備事業」を引き続き実施して、区画整理、集落道の整備、防火水槽の整備、ため池の整備及び畑地帯への水源確保のためパイプライン等の整備を行うことにしています。

林道整備事業では、3路線の開設舗装事業を引き続き行うことにしています。水産業では、新たに、水産業活性化促進事業として、鮮度保持を図る鮮魚用コンテナ整備やブランド促進対策としての鮮魚箱張り付けシール作成費に対する助成を計上したほか、漁船の機関換装に対する融資資金の利子補給について増額計上いたしました。

商工観光事業では、新たな地域振興事業として、奥能登2市2町で、行政、商工会及び観光物産関連団体が連携し「別所岳」サービスエリアにおいて、観光情報の提供や地域特産品等の展示販売を行うための負担金を計上したほか、能登町PR事業として、金沢をターゲットにした出向宣伝や「能登はやさしやCM」事業などを行うことにしています。

海洋深層水振興事業では、新たに、「しおサミット」の開催経費や海洋深層水を活用した畜養施設整備費を計上いたしました。

また、イベントにつきましては、引き続き、地域住民協働で行う「灯り回廊事業」や交流人口を拡大するため、四季をとおして能登町の体験・味わいなど五感を感じるイベントである「地域づくり総合支援事業」に対する補助金を計上しています。

次に、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」といたしまして、「障害者福祉事業」では、成年後見人制度における諸経費や新たに身体障害者への医療・介護・就労などの生活相談窓口として青山彩光苑穴水ライフサポートセンターへの委託料を計上いたしました。

また、能登町の明日を担う子供達の健全育成のため、引き続き中学生までを対象とした「子ども医療費給付事業」を継続しています。

昨年度は、「子ども手当給付事業」を中学生まで一人当たり月13,000円を給付していましたが、ご承知のとおり、本年度は3歳未満児については、2万円に拡大給付するもので、当町では全体で1,576人を予定しています。

「予防接種事業」では、新たに、小児肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を計上したほか、昨年、補正で追加対応させていただきました、新型インフルエンザワクチン、ヒブワクチン、子宮頸ガンワクチン接種についても、引き続き計上しています。「母子保健推進事業」では、同じく昨年補正予算で対応させていただきました不育治療支援事業を継続するほか、特定不妊治療支援事業では、限度額を改正し、拡大助成することになっています。「次世代育成支援対策事業」

では、新たに、児童虐待防止のため養育者のケアを行う「ハイリスク母子グループ支援事業」及び言語や精神面の発達に障害を抱える幼児や保護者に対して助言を行う「療育相談事業」を計上いたしました。「がん検診事業」では、早期発見・早期治療による死亡率の抑制を図るため、引き続き、祝日・休日や夜間検診など、町民が受診しやすい環境づくりに配慮し、受診率の向上を図りたいと考えています。「病院費」では、新たに、地域医療を確保し、医療機能の強化や医師・看護師の確保等の課題に対応するため、地域医療対策基金への積立金を計上し、看護師等修学資金貸付金に対し助成するほか、病院個室トイレ設置工事や医療機器の更新等繰出基準に基づく財政支援を行うことにしています。この他、町民の健康管理のための事業や各特別会計の運営のための繰出金を予算化しています。

次に、「創造性と元気あふれるまちづくり」といたしまして、育英事業では、景気低迷や子供を持つ世帯の雇用や所得環境の変化に対応するため奨学資金基金へ積立金を計上したほか、障害を持つ児童生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援などを行う特別支援員を増員配置しております。

また、学力向上対策として基礎学力調査費や指導力向上を図るための研究モデル事業費などを計上しています。

また、小学校教育振興費において、学力向上対策として基礎学力調査費や指導力向上を図るための研究モデル事業費を計上したほか、新学習指導要領に対応した教科書改訂に基づく教材備品等の購入費を追加いたしました。

また、学校統合に伴うスクールバス整備費も計上いたしました。その他、通学費助成では、生徒の保護者負担の軽減を図るため、距離要件を廃止し、バス通学定期購入者全員を対象とする見直しを行い、助成額を増額しております。

また、新たに流山市との小学生交流事業を追加したほか、小林市との中学生交流事業や外国語指導助手招致事業、各種大会への助成も引き続きを行うことにしています。

教育環境の充実を図るために「学校建設費」において、能都中学校改築事業の工事費を予算化しています。また、「能登高校」に対する支援では、通学バスの運行支援を拡充することになっていますので宜しくお願い申し上げます。

「社会教育費」では、柳田星の観察館「満天星」のプラネタリウム更新にかかる所要経費をはじめ、公民館バスの更新費用を計上いたしました。

「文化財保護費」につきましては、真脇遺跡整備事業で環状木柱列復元工事費等を引き続き計上し、本年の完成を予定しています。

「スポーツ大会補助事業」では、猿鬼歩こう走ろう健康大会が25周年を迎えることから、記念大会として所要経費を計上したほか、本年の秋にはマスターズ2011石川ソフトテニス大会の開催が予定されておりますので、藤波テニスコートの改修経費を計上いたしました。

次に、「豊かな自然を守り活かすまちづくり」といたしまして、「墓地公園管理費」では、墓地公園の拡張工事費を計上し、4㎡から5㎡のものを100区画整備する予定にしています。

「中山間地域直接支払い交付事業」では、面積要件の緩和に伴う対象面積の増加で交付金を増額計上いたしました。

また、環境保全対策として、グリーンカーテン設置費用や木質ペレットストーブの設置助成なども計上しています。

その他、「森林整備地域活動支援交付金事業」、「松くい虫対策防除事業」及び「農地・水・環境保全向上対策事業」等も農林水産業費に計上し、引き続き事業を進めることにしています。

次に、「住民が連携・交流するまちづくり」といたしましては、新たに、能登町民の一体感の醸成を図るため「能登町音頭」の制作費用を計上したほか、赤崎集会所整備事業費を計上いたしました。

「企画調整費」では、今後の住民主体のまちづくり活動を支援し、更なる活性化を図るため、公益信託能登町エンデバーファンド21への出損金を計上しています。「地域振興費」では、新たに、「地域再生人材大学連合サミットin能登」の開催や能登における地域課題調査研究、地域課題ゼミナールの開催などを行う「能登キャンパス構想事業」への助成を計上しました。

また、昨年に引き続き、都会から若者や大学生、研究者を能登に呼び寄せ、調査研究活動や里山里海保全活動を通じ交流を進める「里山里海アクティビティ」をはじめ「自然体験指導者講習会」、「奥能登ウェルカムプロジェクト事業」や小学生を対象とした「自然体験交流ツアー」への助成や「地域再生事業」を予定しています。

その他、新たに、地方議会議員年金制度廃止に伴う公費負担額を計上したほか、行政システムの経費節減を図るため、奥能登広域圏市町共同でシステム統合を進めるため関係所要経費を奥能登広域圏事務組合の負担金に追加計上いたしました。

また、高度通信網の整備では、有線テレビの能都地区再整備事業費を計上し、併せて、インターネットサービスの加入促進に努めたいと考えています。

以上、平成23年度における取り組みの概要についてご説明いたしました。

今後とも、町民の皆さんとともに、能登町発展のため、未来の町づくりを見据えた取組を邁進していく所存であります。

引き続き、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第18号から第24号までは、一般会計、特別会計及び病院事業会計予算の補正であります。今回の補正は、事業支弁確定による人件費の調整をはじめ、後年度における公債費負担の軽減を図るため、長期債繰上償還の追加や、繰出

基準改定等による病院事業会計への補助金を追加した他、各款項にわたり「決算見込み」や「事業費の変更、確定」に基づく、予算の調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。議案第18号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第7号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9547万4000円を追加し、予算の総額を、153億3907万3000円とするものです。歳出の主な内容は、第1款「議会費」では、人件費を調整し3万円の減額を行いました。第2款「総務費」では、8126万9000円を追加いたしました。第1項「総務管理費」では、人件費の調整をはじめ、基金利子積立金、奥能登広域圏事務組合負担金、路線バス運営補助金や公共交通実証運行業務の確定による事務費を減額した他、有線放送事業特別会計への繰出金を追加しています。基金管理費では、財政調整基金積立金の追加をしておりますが、その要因は、普通交付税の算出において、個別算定経費での単位費用増加や基準財政収入額の税収が見込みより減額となったことから、普通交付税が増額となり、一般財源の剰余部分の積立を追加したものであります。

また、能登有料道路通行料金軽減対策事業及び能登空港利用促進事業では、利用者の増加を見込み追加いたしました。

第2項「徴税費」、第3項「戸籍住民基本台帳費」及び第6項「統計調査費」につきましては、事務費の確定により減額調整したものであります。

第3款「民生費」は、1290万4000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」では、人件費の調整をはじめ、昨年行われた「ねんりんピック石川2010」の事業費の確定による減額であります。

また、健康福祉の郷「なごみ」管理費であります。燃料費の単価高騰による追加を行っています。

障害者福祉費では事業の確定見込みにより、障害者福祉事業や障害者自立支援給付事業を追加したほか、障害者医療費助成事業及び地域生活支援事業を減額いたしました。

老人福祉費につきましても、サービスの事業の確定見込みにより、介護予防・地域支え合い事業、生きがいサービス事業、配食サービス事業をそれぞれ追加いたしました。

また、介護保険特別会計繰出金の減額や国民健康保険特別会計繰出金の追加を行っています。

第2項「児童福祉費」は、人件費の調整をはじめ、子ども手当て給付事業や私立保育園運営費について事業の確定による減額を行っています。

第4款「衛生費」では、567万6000円の追加であります。人件費や事務費の調整の他、健康増進費では、各種検診において事業の確定を見込み減額

したほか、斎場管理費では利用人数の増加による燃料費や清掃費の追加を行っています。犬登録管理費では、システム改修費の追加であります。

また、病院費では、病院事業会計への補助金の追加を行っています。主な要因は、基礎年金拠出金等の繰出基準の改正や勧奨退職による退職手当特別負担金の増により追加しましたので、宜しく願いいたします。

清掃費では、人件費の調整の他、奥能登クリーン組合負担金の確定による減額を行っております。これは、昨年度の精算や石川北部 RDF 広域処理組合への負担金按分率の改定により減額するものであります。

清掃センター管理費は、旧能登三郷清掃センター解体・資材倉庫整備費の事業費確定による減額であります。

また、水道費では、簡易水道会計繰出金の追加を行っています。

第5款「労働費」は、475万円の減額であります。緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業は、いずれも事業の確定見込みによる減額であります。

第6款「農林水産業費」では、2826万3000円の減額であります。

農林水産業費の各事業につきましては、事務費の確定により減額調整したほか、農業総務費では、広域営農団地農道の完成による開通式費用を追加しています。また、県営畑地帯総合整備事業については、後年度部分の前倒し事業として予算割当があり、その負担金を追加したものであります。

第7款「商工費」では、890万9000円の減額であります。

人件費の調整の他、ラブロ恋路法面对策工事費の確定による減額であります。

第8款「土木費」では、3086万9000円の減額であります。

事業費支弁人件費の調整による人件費の追加を行ったほか、道路橋りょう費では、立木伐採に係る機械借上料を追加したほか、道路新設改良費では、国の内示額の確定により、地域活力基盤創造事業、道整備交付金事業で組み替えの上、減額調整を行いました。

県営道路整備事業負担金につきましては、事業費の確定による追加であります。河川費では、急傾斜崩壊対策事業費を追加したほか、北河内ダム除草管理費を減額しております。いずれも事業費の確定によるものです。

都市計画費については、事業費支弁人件費の調整による人件費の追加を行ったほか、県営新町通り線街路整備事業では、交付金補助率の確定により、負担金を追加しています。また、まちづくり交付金事業費につきましては、事業費の確定による組替を行っています。

住宅費については、人件費の追加調整のほか、建築物耐震改修工事費補助金の限度額を上乗せし、追加したものでありますので、宜しく願いいたします。

第9款「消防費」は、84万円の減額であります。

事業費の確定や決算見込みによる減額調整を行ったものであり、非常備消防費では、消防団員への費用弁償の追加を行っております。

また、消防団として最高の荣誉とされる日本消防協会の特別表彰として「まとい」を能登町消防団が受賞いたしましたので、祝賀記念式など関係諸経費を追加したものであります。

第10款「教育費」は、2789万円の減額であります。

各事業費の確定による財源の組み替えや減額調整したほか、小・中学校一般管理費において平成23年度特別支援学級及び複式学級の設置に係る諸経費の追加をはじめ、松波小学校の下水道加入負担金の追加であります。

教育振興費では、教育費への寄附金があり備品購入費の追加を行っています。

また、能都中学校改築事業は、旧宇出津高等学校の解体経費の確定による減額を行っています。

第11款「災害復旧費」は、2166万8000円の減額であります。

農業施設災害復旧費、土木施設災害復旧費の減額は、いずれも災害査定の確定による減額であります。

第12款「公債費」は、4億4465万2000円の追加であります。

平成21年度許可債の金利の確定による減額と後年度の公債費負担の軽減を図るため繰上償還金を追加したものでありますので、宜しく願います。以上、この財源として「地方交付税」、「使用料及び手数料」、「財産収入」及び「町債」を追加し、「町税」、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「寄附金」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第19号「平成22年度能登町有線放送特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ576万2000円を減額し、予算の総額を2億404万2000円とするものです。

その主な内容は、人件費の調整の他、施設管理費においてインターネット業務委託料等の事務費の決算を見込み減額したほか、新規加入テレビ引込工事費を追加いたしました。この財源として「分担金及び負担金」及び「繰入金」を追加し、「使用料及び手数料」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第20号「平成22年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2757万円を追加し、予算の総額を27億8715万9000円とするものです。

歳出の主な内容は、決算見込みに基づき、人件費を含めた事務費の減額調整を行い、法改正によるシステム改修費、保険給付費及び国庫への精算返納金を追加した他、高額医療費共同事業拠出金及び直営診療施設費を減額し合わせて財源調整を行ったものであります。この財源として「国庫支出金」及び「療養給付費等交付金」を追加し、「県支出金」、「繰入金」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第21号「平成22年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3

号)」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47万8000円を減額し、予算の総額を24億934万9000円とするものです。その主な内容は、決算見込みによる人件費の減額調整と認知症高齢者見守り事業費、成年後見制度利用支援事業費の減額であります。

この財源として、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ133万円を減額し、予算総額を1837万1000円とするものです。

歳出の内容は、人件費の減額であり、その財源として、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第22号「平成22年度能登町観光施設特別会計補正予算（第2号）」は、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」の観光施設整備費に係る繰越明許費であります。

次に、議案第23号「平成22年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万円を追加し、予算の総額を3億6798万2000円とするものです。

歳出の内容は、人件費の追加調整と消費税中間納付金が確定したことによる追加であります。その財源として、「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第24号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出の、医業費用において、薬品材料費3011万6000円を追加し、予算総額を23億3891万6000円とするものです。

収益的収入では、医業収益の減額と、医業外収益として県補助金を追加し一般会計補助金では、繰出基準改正による追加や勸奨退職による特別給付負担金の追加を行っています。

また、特別利益として資金不足解消のため公営企業経営健全化計画に基づき一般会計からの補助金の追加を行っておりますので、宜しくお願いいたします。また、資本的支出では、医療機器購入、医師住宅改修事業の確定や修学資金貸付金の確定により、524万7000円を減額し、予算総額を2億6133万8000円とするものです。資本的収入では、補助金、返還金を追加し、企業債を減額しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第25号「能登町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について」は、平成22年4月1日施行の改正過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定した「能登町過疎地域自立促進計画」において過疎ソフト事業について、基金造成が認められているので、能登町における過疎地域の自立促進を図るための事業費用に充てるため、当該基金の条例を制定するものであります。

次に、議案第26号「能登町地域医療対策基金条例の制定について」も「能登町過疎地域自立促進計画」において基金造成が認められているので、地域における医療の確保を図り、医療機能の強化、医師・看護師の確保等の課題を解

決することを目的として、基金条例を制定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２７号「能登町男女共同参画推進条例の制定について」は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第２８号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」をご説明いたします。条例の主な改正点ですが、一点目は、先ほど平成２３年度当初の一般会計予算並びに有線放送特別会計予算でもご説明しましたが、能都地区の行政告知器及び有線テレビ施設再整備の実施に伴いまして、基本加入負担金を全地区３１，５００円に改正するものです。

ただし、再整備前の能都地区については、従前の通り２０，０００円としています。二点目は、柳田地区の多チャンネル放送サービスを本年３月末で終了することに伴いまして、全地区ほぼ同一のサービス体系になることから基本使用料を月額１，０００円に改正するものでありますが、能都地区におきましては再整備完了後の平成２４年４月１日から適用するものであります。また、使用料の前納割引額につきましても全地区同額の１，０００円とするものです。

三点目は、インターネット接続サービスに月額使用料１，７８５円という、より低価格なコースを新設しました。通信速度を毎秒１メガビット程度に抑える形となりますが、あまりスピードを必要とせずに手軽に利用したい方などを対象とし、利用者拡大を図るものです。また、インターネット接続負担金及び使用料の表記については、消費税を加算した額に改正するものでありますのでよろしく願いいたします。

次に、議案第２９号「能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」の主な改正内容は、町内会等が管理する集会所等の施設について、指定管理者が提出する書類の見直しをするもので宜しく願いいたします。

次に、議案第３０号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成２２年１２月３日に公布され平成２３年４月１日から施行されることに伴い条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、法律で育児休業をすることができない職員として規定されていた「非常勤職員」が今回の法改正で「非常勤職員」に育児休業を認めることとしたことを受け、任用の状況に照らして育児休業等を行うことができない非常勤職員を条例で定めるものであります。

次に、議案第３１号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、固定資産評価員の設置に関する規定の一部を改正するものです。

これまで、議会の同意を得て、税務課長等が固定資産評価員に選任されてき

ましたが、「副町長又はその他職員に評価員の職務を行わせることができる」ことを明文化しましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第３２号「能登町過疎地域活性化対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に併せ、本条例の整備を行うものです。改正の主な内容は、固定資産税の課税免除の対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業コールセンターを追加するものです。

次に、議案第３３号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、能登町老人保健特別会計の廃止であります。同特別会計は従前の老人保健制度の医療給付などを行っていたものですが、平成２０年４月の後期高齢者医療制度の創設により、過誤調整処理のため平成２２年度までの３年間は老人保健特別会計で精算事務を行う規定となっていたものであります。廃止は、この３年間の設置期間が満了になるため、平成２３年度以降に生じる過誤調整については、一般会計で処理するもので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第３４号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ですが、国民健康保険税の軽減制度は、前年中の所得が低かった世帯を対象に、国民健康保険税の一部を減額する制度で、国民健康保険法施行令の改正により、保険者の判断で所得が一定基準以下の世帯に対して、これまでの６割・４割の軽減割合を７割・５割・２割に拡大できるように改正するものです。

次に、議案第３５号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、県より各市町に対して現状に即した条例整備についての指導があり、県より示されたモデル条例を参考に、当町においても必要な条文の改正を行うものであります。

次に、議案第３６号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、キャンプ場である「九十九湾園地施設」において、県内の類似施設との料金格差の調整を図り、社会ニーズの範囲内での値上げを行うものであります。

次に、議案第３７号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」ですが、「セミナーハウス山びこ」は、３年間の指定管理者としての実績をふまえ、安く宿泊できる宿としての印象を維持しながら若干の値上げを行うものであります。

次に、議案第３８号「能登町地域振興整備基金条例の廃止について」は、町野川総合開発事業による北河内ダム建設事業の竣工とともに、基金を活用した北河内及び五十里地区の生活環境整備が完了したことにより、本条例を廃止するものです。

次に、議案第３９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第４０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、策定については、毎年実施しております辺地度点数の調査におきまして、本年度、新たに４地域において辺地の要件であります辺地度点数が１００点を

超えました。中でも、鶴町、藤ノ瀬、瑞穂の3地域におきましては、平成23年度から25年度までの期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業を計画したいので、新たに総合整備計画を策定するものであります。

また、変更については、平成22年3月19日に議決をいただいた辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち「大箱・北河内辺地」において町道改良整備事業に辺地対策事業債を充当するため、計画の変更を行うものであります。策定及び変更のいずれについても、先般、石川県との事前協議が終わりましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定により、議会の議決を賜りたく提案するものであります。

次に、議案第41号「町道路線の認定について」ですが、藤波崎山1号線については、能都中学校の移転、改築に伴うものであり、鶴町9号線については、県道与呂見藤波線を県から移管される路線であります。

今回、認定をお願いする2路線については、町民の利用頻度も高く、町道として管理する必要があるため、町道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第42号「町道路線の変更について」は、路線の延長及び終点を変更するものです。五十里北河内2号線については、北河内ダムの完成により県から移管を受けたもので、以前より町道として活用していた五十里7号線の終点を変更し、路線名を五十里北河内2号線とするものです。

七見12号線については、のと鉄道の線路敷を横断して国道249号に接続するものです。起終点は変更になりませんが、延長が若干増加するもので、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第43号「奥能登広域圏事務組合の規約の変更について」は、共同処理事務及び経費の支弁方法の追加に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により当該組合規約を変更するに当たり、必要となる協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号「公平委員会委員の選任について」ですが、この度、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字宇出津の「川端登喜夫」氏につきましては、人事行政に関し識見を有しており、再度、選任いたしたく、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第45号「固定資産評価員の選任について」は、現評価員である「小西和夫」氏が3月31日に退職されることから、議案第31号の能登町税条例の一部を改正する条例により、副町長である「田下一幸」氏に固定資産評価員の職務を行わせるため議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第46号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ですが、この度、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字当目の「赤田一男」氏につきましては、固定資産の評価について学識経験を有していること

から、再度、選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第47号「能登町教育委員会委員の任命について」ですが、この度、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字上の「中口憲治」氏につきましては、人格が高潔で、教育に関し識見を有しておりますので、再度、選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで休憩します。再開は11時20分から再開したいと思います。

（午前11時05分）

**再 開
採 決**

議案第44号から議案第47号

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。 （午前11時15分）

お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第43 議案第44号「能登町公平委員会委員の選任について」から、日程第46 議案第47号「能登町教育委員会委員の任命について」までの4件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第43 議案44号から日程46 議

案４７号までの４件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました議案第４４号から議案第４７号までの４件を議題とします。

お諮りします。議案第４４号から議案第４７号までの４件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第４４号から議案第４７号までの４件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第４４号「能登町公平委員会委員の選任について」同意を求める件は、能登町字宇出津ウ字５７番甲地 川端登喜夫氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第４４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。ここで副町長田下一幸君は、しばらく退場していただきたいと思います。

(副町長田下一幸 退場)

議長（久田良平）

次に、議案第４５号「能登町固定資産評価員の選任について」同意を求める件は、能登町字鶴川２０字３５番地５ 田下一幸氏の選任について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。ご着席ください。起立全員であります。よって議案第４５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで副町長田下一幸君の入場を許します。

(副町長田下一幸 入場)

議長（久田良平）

次に、議案第46号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件は、能登町字当目53字81番甲地 赤田一男氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。ここで、教育長中口憲治君は、しばらく退場していただきたいと思います。

(教育長中口憲治 退場)

議長（久田良平）

次に、議案第47号「能登町教育委員会委員の任命について」同意を求める件は、能登町字上18字24番地 中口憲治氏の任命に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。ここで、教育長中口憲治君の入場を許します。

(教育長中口憲治 入場)

質 疑

議長（久田良平）

日程第4 議案第5号から日程第42 議案第43号までの39件についての質疑を行います。質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。6番椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

議案書の5ページでございます。議案第27号能登町男女共同参画推進条例の制定についてお聞きしたいと思います。能登町男女共同参画について私は平成19年9月議会と昨年の3月の2回に渡りまして一般質問を行い、男女の人権が尊重され豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を発揮しながら明るいまちづくりを行うために、きめ細かく能登町の実情に応じた男女共同参画推進条例を制定して行動計画や審議会の設置を行って、積極的に推進してはどうかということを質問しております。

石川県内の現在の状況でございますが、19市町でございますけれどもその条例化の状況は昨年の12月現在で19のうち17市町が制定済みであります。制定していなかったのはこの能登町と加賀の方の能美市と2つの市町のみが未制定になっているという状況でございます。私が4年前か5年前から叫んでおりましたが、ようやく今回この条例がなされたので、遅ればせながら大変結構なことかと思っております。

そこでこの中身について2点ばかりお聞きしたいと思います。まず1点目はですね、8ページ下の方に第3章能登町男女共同参画推進審議会設置、第16条町長の附属機関として地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき能登町男女共同参画審議会を置くとなっておりますが、予算書の方では男女共同参画費では審議会委員の報酬、条例に基づく審議会ですから当然改正されれば報酬を支払わなければならないということでございますので、予算化してありません。これは審議会を開かないのか、また改正しても報酬は支給しないのかこれが1点。

もう一つ2点目には9ページの最後の附則の欄に経過措置として平成21年3月に策定された能登町男女共同参画プランは第8条第1項の規定により策定された計画とみなすとなっております。これについて説明していただきたい。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。審議会委員に対しては報酬を払わないのかということですが、予算化はしておりません。今議会で条例が制定された後に補正で計上したいと考えております。それから行動計画プランについてですが、皆さんのお手元の方へダイジェスト版というのをお配りしてございます。これは附則の方で書いておりますが行動計画プランを策定しなければならないということでございますので、能登町では22年の3月にこの行動計画プランを策定しております。そしてこの表に書いてありますように能登町が目指す能登町男女共同参画社会とはということで、家庭では、職場では、学校では、地域ではということで分け隔てなく個人の個性能力を充分に発揮できる社会ということで、男女共同参

画社会の定義の中では、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するということにしております。このプランを条例が制定後広報誌に掲載し、このダイジェスト版を各家庭全戸に配布し、推進を図りたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

6 番椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

先ほどのプランですが、これは平成21年3月に策定されたということです。この条例の議案書の7ページの行動計画、これについてだと思います。それで、この2項「町長は行動計画の策定にあたってはあらかじめ能登町男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない」となっておりますので、まだ審議会も条例化もできていないのに、審議会の意見を聞かないということで先に作ったものをそのまま適用するというのは筋が違うと思う。これから条例化すればまたこれから審議委員の報酬をみたりして、実際にこの審議会の意見を聞くのはずっと後になるんじゃないかと。これについていかがですか。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

審議会を置くということになっておりますので、実際はまだ決まっておりません。ただしこれを決めるに当たって、平成20年度に能登町から石川県男女共同参画推進委員の8人の方がおいでました。その方々に相談し計画したものでありますから勝手に作ったわけではございませんのでご了承願いたいと思います。

議長（久田良平）

6 番椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

あくまでも先の委員の方は県の推進委員の方ですので町の審議委員になっておりませんので、筋が違うと思います。

それで町長に聞きたいと思いますが、私が言って5年も経って、その時は県下で約半分の市町が条例化していたんです。ところが現在に至っては2つだけ

が残ったということでございます。そういうことで当初は男女共同参画の担当課は総務課だったんですよ。企画だったかわからないけれども。それが行政改革で教育委員会部局に移ったと。県下の状況をみますと、ここに県の資料がありますが19のうち11が市町長部局、教育委員会部局が8つということになっておりまして、色々ありますけれどもやっぱり町長部局にあった方が例えば、そういう町民全体に呼びかけるときは町長部局に置いた方がいいんじゃないかと思えますし、これからの町長が参画を進めるための意気込みの両方を聞きたいと思えます。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、椿原議員が常々男女共同参画の条例策定のことをおっしゃっておられました。非常に遅れたことをお詫び申し上げたいと思えますし、今後は教育委員会部局とあるいは町長部局ということじゃなくて、これを広く町民に知っていただいて、そして推進していくことが大事ではないかなと思っています。やはり今後の能登町にとっては男性であろうが女性であろうがしっかりとした役目を担っていただいて、そして能登町を盛り上げていっていただきたいという思いもありますので、是非、この計画に沿った形で今後も推進をしていきたいと考えております。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。3番市濱等君。

3番（市濱等）

監理課長に2、3点お聞きしたいと思います。

昨年12月定例会に指定管理の件で町の集会所はどうかということで「検討する」ということで答えをいただいているのですが、その後どういう形にも見えてきません。いつごろまでに体制が見えるのかということと、もう1点ですが、23年度の一般会計予算でこれから出てくるのだと思うのですが予算は昨年度からみて11%弱の増で積極予算だと私は見ているのですが、この中に建築の予算がものすごく含まれていると見ているのですが、委員会とすれば教育委員会も建設課も多くの予算をもっていると思うのですが、今まで建築されたものについて出来高調書とかそういうものは整備されているのか。それともう一つその中に、なぜ私がこういう事を話をするのかというと、建築物によって積算にばらつきがあるなというふうな見方を私はしているのですが、それもおそらく建築設計会社に全部委託される形なんだろうが、それについ

でも建築設計事務所も国に定められた基準があるでしょうけれども統一されていないなど。そういう感じがしまして。町でしっかりと教育委員会もそうですけれども建設課も色んな課で建築されていくと思うのですが、この建築について同じようなレベルをもっていただけるようなことで、専門的な職員とかそういうふうなものは設置できないかなと。町独自の積算基準があればいいのかなと。無駄もなくして建築家も利益が出ないことにもならないのかなというふうに思います。

そしてもう1点ですけれども監理課長3点になるのですが、町のマイクロバスの運営について運行規定とか運転手の服務規程はどのようになっているのかこの3点についてお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

質問にお答えします。まず第1点目ですが、12月に質疑を受けました指定管理の件で、内容は集会所の件かと思いますが、経緯と現状並びに現在行っている検討内容についてお答えします。集会所について、管理運営につきましては合併後、平成18年指定管理制度を執行いたしまして、管理運営に主に町内会等の集会所については管理運営に必要な経費等については、地区及び町内会に負担していただいております。この点につきましては合併以前にもたくさんの協議されて合併後に、18年度からは現状はそういうことになっているのですが、行政負担を行わずに旧町村ではそういう経緯はあったんですが、指定管理によりまして町村の経費ではなく町内会で負担していただいていると。一步前進しているかなと思います。先般も指摘あったのですが改修並びに修繕等における経費の負担につきましては今の能登町における現状につきましては軽微な修繕等は指定管理者負担でお願いしているのが現状でございます。その施設の構造的大きな補修は、町の施設ということもあって町が負担しているのが現状であります。ただし指定管理のご指摘のあった町内会等で管理している集会所については、取扱については指摘があったのですが実は監理課で指摘があった時点で県内の自治体の実態を把握するということで、修繕等の要綱を現在集約しているところです。その内容については、それぞれの市町の内容がたくさんありまして、大まかに申しまして、これは行政の方針であるかと思うんですが、指定管理者制度に基づきましてほとんどが管理を受けていない施設も含めて自治会あるいは町内会にその修繕も負担していただきたいというような市町が現在のところ多いのが現状でございます。近年集会所等については、指定管理それから指定管理を受けていない施設が当町におきましても数はたくさんあるのですが、先ほど申し上げたのが現状でありまして担当課の方でも県内の状

況を把握しまして現在検討しており結論は出ておりませんが、集約した後で修繕に関しては特にご期待に沿えるように努力はしたいと考えております。

2点目ですが、建築関係の出来高調書の件ですが、監理課の方では出来高の関係は集約しておりません。担当課で保管なり検収しておりますので、その内容について、私の答弁は差し控えたいと思います。

3点目のマイクロバスの運営についてですが、現在マイクロバスの、監理課の方で自動車共済等の共済金の支払い、それから各担当課の方でマイクロバスの管理をしております。監理課の方でも1台管理しておりますが、そのマイクロバスの管理については運転手等については、旧の町村の地区から2名ずつの指定の運転手さんを委託しまして運用を行っておりますが、マイクロバスそのものの管理に関しては担当課でそれぞれ行っているのが現状です。以上です。

議長（久田良平）

3番市濱等君。

3番（市濱等）

1番目の件ですけれど、検討している、できるだけ希望に沿いたいという発言かと思いますが、いつごろまでにその結論が出るのかなと出来れば早急に形が整えばありがたいなと思います。期限を決めていただければと皆さんと相談しやすいかと。

それと出来高調書とか建築の件ですが、先ほどから何度も言いますけれどもたくさんの予算がある工事とすごくきつそうな予算だなとか見えるもので、そういうものを出来たらそういう形が整えば、能登町の建築基準が整えば、今後建築するにはいいのかなと。よろしくお願いしたい。

3点目の担当課に相談しろと。マイクロバスの件ですけど、担当課で基準は同じなのでしょうか、違うものもあるのでしょうか。私の所管の委員会なのでそういう資料を提出していただければと思います。監理課長は日は分かりますか。期限は。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

集会所の件につきまして、期限はということですが、改修等の補助云々ということかと思うのですが、今年度中に結論を出したいと考えております。

大変失礼しました。今年度は22年度なので、来年度中ということで訂正をお願いします。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまの市議員の建築工事に関連しての統一した町の設計基準を持てばという提案かと思います。まず現状からご報告いたしますと、建築も新築の場合、あるいは改修の場合色々あります。新築にあっても建築本体あるいは設備工事を分離して発注する場合とその条件によって色々違います。また、改修についても電気設備が主たる工事、あるいは建築工事が主たる工事、場合によっては衛生設備が主たる工事によって内容が違うかなと思います。現状は各設計事務所に積算をお願いしているわけなんですけど基本は県の営繕課の方で単価あるいは諸経費に係る基準を出しております。それを準拠した形で現在積み上げているのが現状でありますので、場合によって、工種によって諸経費、率等々同じような内容であっても、どこにウェイトが、何が主なものかによって多少のズレは出てくるかなと。その内容等について町独自でそれを調査し、単価あるいは基準をもつのは大変かと思いますが、県の営繕課の方で統一した基準を出しておりますので、当面はその基準を準拠させていただくような運用を考えておりますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

3 番市濱等君。

3 番（市濱等）

総務課長のお答えなんですが、私は建てたら建てっぱなしのような気がしてならない。それで出来高調書とかそういう資料を揃えて町に 1 級建築士でもいればその人に管理していただくということも必要なかなと。これから耐震とか改修とか多々あろうかと思うんですよ。その時に資料が残っていればという考え方で話しているんです。答えは必要ありません。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

建築物を建てた場合の完成図書、いわゆる新築であればものによっては構造計算あるいは設計図とそれと機器の取扱説明書を総じて完成図書と申しておりますが、それは現在でも各所管課で保存しておりますので、全く無いということではございません。

議長（久田良平）

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

23年度の予算書が来るときに昨年11月に東海大学との協定書が結ばれたと。このことが能登においての交流人口の拡大の意味で、ゼミの誘致等に変大きな役割を果たすものと感じておりまして、予算書にどう出てくるのだろうと楽しみにしておりました。具体的には私は探し得なかったもので、休憩中にふるさと振興課長に聞いたのですが、今現在立ち上げた実行委員会の旅費等に関しては、国土交通省から直に支払うということで予算書には出てこないということなのですが、予算説明資料の主な施策の13ページで町長の趣旨説明にもありましたが、下段の7番地域振興費ここで421万2000円うってございます。この中で項目としては、能登キャンパス構想というようにお話もされたように思うんですが、今回は具体的な予算が、具体的な事業が出てこなかったからということがあるかもしれませんが、町長のこれに対しての取り組みについての見解をお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員がおっしゃるように東海大学関係の経費というのは予算にはありません。といいますのは協定を結んでこれから細部に渡って詰めていくという関係上、不透明な部分での予算はもてません。ただ先ほど言いました奥能登のキャンパス構想というのはあくまでも県が進めようとしている事業でありまして、金沢大学と石川県と奥能登2市2町が、それぞれの負担をしながらキャンパス構想の事業化を進めていくということなのでご理解をいただければと思います。

議長（久田良平）

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

当町としては大変大きな財産を一つ持ったということで、これから先の施策に活かしてもらえればありがたいなと思います。

次に教育委員会の方をお願いしたいんですが、能都中学校が改築という形で移設されます。校門が名前は伏せますが、寄付を頂いた校門でございます。この校門に関しては、かつて宇出津高校に教鞭をとっておられた渡部浩さん、美

術年鑑にも出てくる方なのですが、この方がそれなりのデザイン・アドバイスをしたものでございます。こういうのを残していただけるものかどうかとういことをお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

教育長中口憲治君。

教育長（中口憲治）

質問にお答えします。確かに未だに宇出津高校の校門が建っております。渡部さんには私も習ったご縁もありますし、2学年担任もしてもらいました。彫刻で宇出津の商工会にも展示会をされたことを覚えています。ただし、今この品物については県の品物になっております。土地はもちろん町が買っておりますがその品物についてまだ県とは協議しておりません。ですので県の教育委員会と協議してどう処理するのかということ聞きまして、県の思うようにしたいと思いますのでご理解をお願いします。

議長（久田良平）

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

はいありがとうございます。少なくともそのことをちゃんと俎上に載せて議論していただくということで安心しました。と申しますのは、時より町の生き方として、例えば内浦庁舎の元議場にある坂坦道さんの彫像に関しても、あの方が北海道のクラーク博士の「少年よ大志を抱け」の像を作った立派な方であるにも関わらず200体ほど残っているものがどんどん崩れたままになっていて、今、金沢美大の先生方が何とか直してでも50体でも活かしたいというような話があります。先ほどの能登のキャンパス構想にも関わってくるのですが、やはりそういう坂坦道先生の文化であるとか、もちろん合鹿碗であるとか、現存ならば現在活躍している室谷さんなり中乃波木さんなり梅さんとかいます。古くは西谷啓治哲学者の方のそんな方の思いをもった厚みのある能登で迎えたいと思いますのでどうか今後に関しても県としっかり折衝していただいて移設でも結構ですから出来るだけ残すようお願いして質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後1時をお願いします。

（午前11時59分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

9 番向峠茂人君。

（午後 1 時 0 0 分）

9 番（向峠茂人）

当初予算の 7 2 ページです。第 4 款衛生費健康増進費で、説明欄に自殺防止緊急対策事業ということで 2 2 0 万余りもってあります。これは前回の全協にさらっと金額の説明だけだったかなと記憶しています。これはどういう事業なのか、この言葉は 1、2 回新聞かテレビで聞いたことありますが、どういう対策事業なのか中身が見えてきません。

それともう 1 点、7 4 ページの病院費で 2 5 節の積立金で地域医療対策基金として 1 億円もってあります。これは全協の説明に医師・看護師の確保のためとだけと聞いていますけれど、この医師・看護師不足は従来から何回もお聞きしています。それでこの 1 億円の基金は当初だけの基金なのか、確保するとこれで終わりなのか。基金でどういう対策を講じていくのか詳しく聞かせてもらいたい。

もう 1 点 1 1 7 ページ 1 0 款教育費の 5 目生涯学習推進費で先ほど町長の説明にもありましたけど人材育成事業、今年ですか、説明で 1 3 名オーストラリアへ中学生の派遣をされています。私も何度か聞いていますけど詳しく理解していません。この 1 3 名というのは今年の数なのか、従来どれだけの募集というか希望者があったのか。また、その選考については学校から持ち上げてくるのか教育委員会で対処するのか、総枠は、上限は何名なのか。もう少しこの事業に対してもう少し詳しく説明していただきたい。

以上 3 点よろしくお願いします。

議長（久田良平）

健康福祉課長池上正博君。

健康福祉課長（池上正博）

それではお答えします。自殺防止緊急対策事業ですが、これは県の事業でございまして国からの基金を受けて実施するものです。内容につきましては、小中学校それから民生委員を対象とした講演会、それからパンフレット作成、それから各学校への DVD の貸し出し等を予定しております。

それから地域医療対策基金ですが、これは基金を 1 億円積み立てまして今後

ずっと対策していくものでして、主なものについては議員が言われた看護師等の就学貸付資金の財源として運用していくものです。こちらの方で基金をもちまして病院の方へ補助金として流して、それを原資として貸し付けるというものになります。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。中学生の海外派遣事業ということでオーストラリアの方へ毎年行っております。昨年は11名の定員に対し21名の応募がありました。結局調整いたしまして13名派遣したわけなんですけれども、それは11名の方が了解を得て負担してもいいかということで、それは各中学校5校に対して割り当てをしております。その中で各学校の校長先生が推薦してきていただくと。その上で役場の中にあります町長が委員長でありますけれども、委員長と選定委員会を開きまして、その中で人数を決めるということで、学校の配慮、学年の配慮、男女の配慮をいたしまして11名を選ぶことにしていますが、たまたま昨年は21名ということで学校によっては行かない学校もあるけれども、その中で夏休みということもあって県体と重なる部分がある場合があります、ちょっと参加出来ない学校もあるということで、その分人数を多く推薦している学校に対し割り当てを増やすということで、昨年のところは11名のところ13名が出ております。よって応募が多いということで今年は引率2人も含めて13名で計15名の団体扱いということで2人増員させていただきました。以上です。

議長（久田良平）

9番向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今ほど局長の説明で分かりました。昨年は25名もいたと。私の経験からしても若い時に見聞を広める、まして他の国を見るという若い時には重要なことかと思えます。予算的な措置もあろうかと思いますが、出来たら希望される人を海外へ派遣するような方向にいければと思います。町長。これ予算のこともあるかと思いますが出来るだけ希望者には派遣していただきたいと思いますが町長どうお考えですか。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど事務局長から話がありましたように、今年の場合は昨年より2名増という形で予算措置させていただきました。それに引率が2人ということなんですが、生徒の数が増えることによって引率の数も増やさなくてはならないということもあります。生徒の募集の様子を見ながら検討していかなくてはならないと思います。私も出来るだけたくさんの子供たちに行っていただくのが良いかなと考えております。

議長（久田良平）

9番向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

あんまり細かいことはあれなんですけど、生徒1人あたり自己負担はありますか。全額負担なのか。あるならば自己負担と補助の割合を教えてください。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。個人負担は1人当たり16万円です。総額はその年によって航空運賃が違いますので、概ね34、35万円かと思います。その内一人当たり16万円ということに決めています。

議長（久田良平）

他に質疑はありますか。17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

一般会計の101ページ土木費の中で、新町通りの街路整備事業並びにまちづくり交付金事業の2点についてお尋ねします。この計画は当然新町通りが昨年完成いたしまして大変素晴らしい景観になっております。町長も以前お話をされていましたが西側の海岸線も含めた整備事業ということで、現在、交差点を境にして梶川橋の仕事になってくるかと思っておりますけれども、川沿いの商店4件ほども既に壊されて景観はすごく広がっておりますが、この計画が今年度中の計画なのか、また特に宇出津においては「あばれ祭り」が7月1日に開かれますけど、この計画がその7月の祭りの中で取り組んでいくのか。そしてまた違う方向になっていくのかその計画を示していただければと思います。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

新町通り線の２３年度の工事内容の質問かと思います。新町通り線につきましては、２３年度の事業費、それから２２年度の繰越事業分をもって梶川橋の架け替え工事を予定しております。工事につきましては、２月末に入札を終えております。現在準備期間ということで工事の準備にかかっておりますけど、実際の現場工事につきましては、今年のあばれ祭り以降に着手するということにしております。完成は翌年のあばれ祭りまでということにしております。またその間通行止めとなりますのでご理解のほどよろしくお願いします。以上であります。

議長（久田良平）

１７番新平悠紀夫君。

１７番（新平悠紀夫）

その計画が今年度中には梶川橋の架け替えはないと示していただきました。特にまちづくり交付金の中では宇出津駅周辺を含めた整備事業ということで、その整合性は新町通りとのどういう計画になっているのか。一番その辺の住民が知りたいということもあろうかと思います。それを説明していただきたいと思います。特に私が懸念しているのはせっかく地主さんが家そのものを譲り渡した中で、地元に住んでいた方が家が壊された後在住するのかと思っていたところ、１軒を除いては町外の方に転出されるような経緯がみられますので、是非、せっかく街が良くなっていくにも関わらず人が居なくなることが、景観が良くなっても人が居なくなれば、その意味合いが薄らいでいくのではと思います。その辺も計画とともにそちらに住まいされている方に、是非、違う場所に異動してもその辺も考えてこのまちづくりの中にでもしていただければなと思います。是非、その計画だけではなくて「人」「物」そのものもこの位置をずらさないような計画も必要なのではと思います。特に少子高齢化の中でどうしても人口流出していくことを懸念している一人なので、是非、その計画の中にも人はやはり残って欲しいというのが私の思いでもありますし、地域の町の人も思っておりますので検討をお願いいたします。

それと土木費の中で住宅費の中に公営住宅を含めた事業計画が９２４４万６０００円予算化がされていますが、説明の中では城野団地あるいは梅ノ木団地の新たな計画されております。今後の住宅計画の中で、どの程度この町に町営住宅が必要なのか、あるいは今後老朽化してきている波並住宅もあり七見住宅もありますが、この老朽化対策の計画は何戸までが必要なのか。その辺も住宅

そのものに対する将来の計画の説明もお願いします。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

まず第1点目に新町通り線の事業と宇出津駅周辺のまちづくり交付金事業との整合性ということですが、梶川橋の架け替えということになりますと、先ほども言いましたように通行止めという形も出てきますので、まちづくり交付金事業で22年度に岩屋町からAコープの方へ抜ける道路の新設というのをやっております。これについては梶川橋の撤去までには完成させたいと考えております。出来るだけ市街地の交通が円滑にいくように配慮しながら工事を進めていきたいと考えています。

それから新町通りの建物補償に関連して、新たな建物を建てることなく撤退をするという関係が増えているということなのですが、せっかくの商店街再生事業でありますので、出来るだけ市街地の空洞化というものに歯止めをかけたいて考えていますけれど、個人さんの土地ということもあって難しいのが現状です。出来るだけ私共も何らかの店舗なり貸し店舗という形でも構わないので建てていただくようにこれからも協力をお願いしたいと考えております。

それから住宅の建設についての質問がありました。今年度につきましては城野住宅並びに梅ノ木団地におきまして建替えの計画を行っております。鵜川駅前住宅については結露の対策工事ということを考えております。城野住宅並びに梅ノ木団地等につきましては、昭和40年代の中ごろに建てられておりましてもう既に耐用年数を超えております。そうしたことから順次建替えを行っておりますけれど、これにつきましては能登町の住宅マスタープランというものに沿って建替えを行っておりますけれども、プランでは現状の戸数を確保するとなっていると思います。詳細なプランの戸数については資料を持ってきていないので、また後ほどということでご容赦願います。

議長（久田良平）

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

新たな景観の新町通りは確かに空地が多くなってきております。従来は壁を隔てれば隣の家の声が聞こえるくらいの建ち込みであったはずなのに、空洞化されて新町通りの景観だけが良くなって家の空き地が多くなってきたことに私だけではなく町内の方もさびしい思いをされているのではないかと思います。是非、今後の計画において更地にならないようなそういう提供だけで

なくて、こちらに移住していただくような努力も建設課あるいは町民課の中で努力していただければ結構なことだと思います。個人としての立場もあろうかと思いますが町としての意向も必要かと思います。執行部も含め努力していただくようお願いしたいと思います。

もう1点下水道の事をお尋ねします。102ページに下水道事業特別会計へ拠出金約3億4500万円、内浦地区において恋路、松波、小木地区に処理施設が整備されてきております。ただ、私も心配しているのは宇出津あるいは旧能都町で下水道事業が計画され実施されている中で、どうしても加入率が低いことを大変懸念しているところであり、計画のとおり内浦地区では恋路、松波、小木地区の加入率が当初提案された中と現在建設している中での加入率の上限があるのかなのか。せっかく大きな経費を使って今日実施される中に最初の思いと違ってきている。そういう点がちょっと一番懸念しているが、その辺下水道の方で現在の状況を示していただければと思います。

議長（久田良平）

上下水道課長稲井穂積君。

上下水道課長（稲井穂積）

お答えします。恋路地区では平成23年度本復旧工事で完了する予定で工事を進めております。小木地区については完了しております。松波処理区については布浦地内の空林地区の末端の配管を進めていきたいと考えております。先ほど言われた水洗化率ですが、平成23年1月末現在公共下水道で小木地区50.98パーセント、特定環境保全公共下水道としまして宇出津と松波と恋路地区があるんですが、宇出津地区は55.94パーセント、松波地区は32.1パーセント、松波地区においては、共用開始からの日数が少ないため低い数値となっていますが徐々に増えてきています。それと恋路地区は55パーセントでございます。一昨年から見ますと間違いなく水洗化率は右肩上がりで上がってきております。以上です。

議長（久田良平）

18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

それでは病院会計について質問したいと思います。22年度に病院が町から受けた補助金はどれぐらいになっていますか。それと何年か前に医薬分業ということで、今現在、宇出津病院では外来の薬は私立の医局でもらっているのですが、医薬分業というのは行政指導なのか法律で定められているのか知りたい。それからもう一つは、今現在、もし外来の薬を病院で供給するとするとどれぐ

らの金額になるかお聞きします。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

お答えします。町からの補助金ということですが、町から病院への繰出金というふうに解釈します。見込みになりますが、3億8800万円ほどあります。これは資金不足解消のため2億1000万円は抜いてでございます。補助金の中身としては、元利償還金とか救急告知病院とか不採算地区病院とか小児医療とか医師確保経費とか共済金とか基礎年金拠出金とか色々ありますが、一定の基準に基づいて国からの財政措置もされておりますし、その分普通交付税とか特別交付税で入ると私は思っております。その分は2億5千数百万円あるんじゃないかと思っています。その分を差し引きますと1億3000万円ほどかなと思います。

次に医薬分業の法的な根拠ということでございますけど、これは昔からありまして、昭和26年に医薬分業に関する法律が成立しています。昭和31年に医師法とか薬剤師法、歯科医師法とか改正される法律が施行されています。原則として処方箋の発行が義務付けられて法制化されております。医薬分業というのは医師の診察を受けた後に患者さんが治療に必要な薬を病院の薬局、医院の窓口でもらわないで町の保険薬局でもらうシステムの事でございます。

次に、外来患者の薬代ということですが、これは今現在院外処方しているのが掴みきれていないところがありますが、平成13年度末までが院内処方をしておりましたので、その時の内服外用の薬としましては7億8000万円ほどございました。現在は、院外処方していますので入院の方の薬は取り扱っていますので、その分が8000万円弱ほどあると思います。そうすると差し引きしまして7億円ほどがその薬のお金かと思っています。

議長（久田良平）

18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

町長、なぜこういうことを聞いたかという、23年度の病院会計の予算で補助金ということで1億3700万円ほど書いてあります。おそらくこれは今ほど22年度の1億3000万円ということですから簡単に言うと赤字補填という形になろうかと思うのですが、1億3700万円計上されています。私はこの厳しい町財政の中で病院は確保していかなければならないということから一般会計から補填しているのですが、しかし少しでも町の負担を減らす観点で

病院の財政改革という面から捉えて今お尋ねしたいと思って聞いているのです。というのは、この間珠洲の病院へ行って来ました。珠洲は外来の患者にも薬を出しているんです。あそこも公立ですね。宇出津病院と同じ立場だと思うんです。そういう中で、私も病院の監査をした時に色々なことを勉強したのですがその中で、例えば薬を出すことによつての問題点がいくつかありました。一つは、薬の在庫が増えるということから収益が上がらないとかありました。もう一つは先生によつて新薬を使う。新薬というのは比較的購入価格が高いと。簡単にいうと1万円するものなら、普通のものは5000円か6000円で手に入るけど新薬は8000円か9000円でしか手に入らないというような事も問題ということでした。それからもう一つは医者によつて同じ内科、同じ外科でも医者によつて処方する薬が違ふと。ですからAの先生が使つていた薬はBの先生が来られた時には使わないということで、それが在庫になってコストになっていくという話も聞きました。それからもう一つの問題点としては薬の待ち時間があるというようなことが言われていまして、医薬分業の形になったのだらうと思う。でも町長、良く考えてみると、4・5年前医薬分業で外来の薬が無くなった時点である病院の幹部の人に聞いたら、なぜこんなことやるんだと聞いたら、これは医薬分業の行政指導があるものでやるということをおっしゃっておられた。今聞いてみると外来の患者に薬を出すとなれば7億あるわけなんです。あの当時、能登町にある薬局が潤うのかなとあるいは仕事ができるのかなと素朴な感情を持っていたんですが、そうでなくて新しい形の方々が3店舗も4店舗も進出してきて、4人も5人も働いて現在やっている姿を見る時に、その方々に対しては申し訳ないと思いますが、病院会計の面から言えば7億の売り上げがあるんですから私は外来の患者に病院はスタッフを揃えて薬を出すべきだと思う。高齢者の方が車に気をつけて薬局行く姿も見られるので、私は外来患者の不便性も、あるいは病院の会計の改善のためにも、私はこのことをもう一度復活して欲しいと思うのですがいかがですか町長。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

病院の無駄を省くための医薬分業ということで進めてきたので、今ほど大谷内議員がおっしゃるような周りの調剤薬局、これは4・5人の従業員の雇用をしているということもありますけど、これは国の方が医薬分業を目指すための診療報酬体系が違ふ訳です。院内処方した場合と院外処方した場合と。だから調剤薬局にとっては非常に恵まれた状況での報酬体系があるということで、それだけの雇用が生まれてくると。これは儲かりそうだから、もう1回院内処方に変えるとなると逆に病院の方は負担が大きくなるということで赤字が更に増

えるということでご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

今の町長の答弁に疑問を感じるのですが、この次一般質問で取り上げてもう少し深く議論させていただくことにしますが、例えば公立の病院は比較的赤字が多いと。でも民間の病院はそれなりにペイしてやっていると。民間は赤字になるとつぶれてしまう。今、外で薬局を営業やっている方を病院に取り入れたら赤字が膨らむという発想はちょっといただけない。それはこの次議論させてもらうことにして病院会計の改革の一端として申し上げた。それだけでは現在の病院の赤字体質というのは解決できる問題ではないですけど、次に議論するまでにお互い勉強することにして質問を終わります。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

税務課、教育委員会、それから総務課お願いしたいと思います。

まず、税務課の問題で一般議案の30ページですが固定資産税の減免特例で改正するとありますが過疎地域活性化対策のため、これを改正して自立促進対策とする。こういう文言が変わったことはともかく、現在減免されているという企業は何社あるのか、対象の企業は。それと32ページですが、公布の日から云々とありますが平成22年4月1日から適用すると。この平成22年というのはミスプリントなのか。あるいは遡って適用するということなのか。これを税務課長に答えていただきたい。

次に中学校の問題です。現在中学校建設中であります。この後現在の使っている中学校施設はどのような利活用の計画があるのか。その点だけお答えいただきたい。

それからもう1点、一般議案の17ページ、公の施設の条文の改正ですが、この改正の狙いは。以前の条文に不備なところがあったために改正するのだろうと思うが、どういった問題点があって改正にいたるのか。意図が理解できないのでその説明をお願いします。

議長（久田良平）

税務課長谷内啓一君。

税務課長（谷内啓一）

お答えします。対象企業は何社ということですが、石川サンケン1社でございます。それと平成22年4月1日というのは間違いではないのかという質問でしたが、間違いではございません。実は石川県から私たちの方への知らせがついこの間でして、正直なところ慌てて提出したということで今の時期に早くしなくてはいけないということで提出させていただきました。以上です。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。今現在あります能都中学校に関しては平成24年度中に取り壊しまして更地にいたします。跡地利用についてはまだ考えておりません。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それではお答えします。公の施設ということで指定管理の条例の改正ということで不備な点があったのかという質問ですが、これは不備というよりも追加条項して現条例では、例えば全ての公募者から事業計画や定款等提出してもらう内容になっているのを全てではないという内容に改正する。それからもう一つはその指定管理の施設等については公募と非公募のすみ分けをしたい。というのは例をあげると、集会所等については計画書なり定款等提出しなくてもという形の内容で、今の現状ではうたっておりませんので、そのすみ分けをしたいという内容で条例の中に公募・非公募の具体的なこの施設は非公募、この施設は公募というような施設の一覧表は作成していないですが内容をハッキリしたいということで条例を改正したいということです。以上です。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

一番目の税の問題については、石川県の方からの通知が遅かったということですね。そのために遅れたと、遡ったということですね。

それから中学校の問題。私驚いているのですが、なぜ取り壊すのですか。あそこを取り壊す理由はなんですか。学校というのは、卒業生が1万人だか2万人だか分かりませんが大変思い出のある校舎であるはずですよね。集会所を壊

すのとは違うんですよ。そんなに急いで事業終わったから、他へ移転したから潰さなくてはいけないという理屈は成り立たないと思います。やはりもう少し慎重に1年あるんですから結論ありきじゃなくて、ちゃんと検討委員会等作って、利活用の検討委員会を作って、そうしてもう少し活用の仕方もあるのではないかと思います、この点町長お聞かせください。

それともう1点。指定管理の問題ですが。公募のものとそうでないもののすみ分けをしたいという言い方だとすると、公募でないものは何と何なのか、そんなにあるものではない。例えば集会所。集会所のように公募しなくても良いものはあると。そういうふうに明記しておかないと。曖昧にしておくとおかしいと思う。例えば、右側の公募の書類の提出する必要のないと認められるときはこの限りでないこう書いてありますね。誰が認めるんですか。主語がないんですが。町長が認めるのか、それとも審査委員会が認めるのか。主語がない、曖昧ですね。これは書類等提出しなくても良い、公募もいらないと。その判定が時の町長が独断的に独裁的に決めてもいいのか。そういう点もはっきりしない。そういう点で、意図があって改正したのか町長のお答えもお願いしたい。

議長（久田良平）

教育長中口憲治君。

教育長（中口憲治）

先ほどの質問で現在の能都中の建物をなぜ取り壊すのかということですが、調査的には地震が来ると倒壊するという形で出ておりますので、当然能都中が今の場所に改築して移転するということです。当然丈夫なものであればその場で色んな耐震補強をしながら使う訳ですが、耐震補強をするお金自体も建築に相当的な金額が掛かるということで、現在、壊して更地していくという考え方です。危険な建物は1日も早く取り壊して人が入れないようにしたいという意味でございますのでご理解をお願いします。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それではご質問にお答えします。先ほど言われた追加条文の主語が無いという指摘ですが、この条文に関しては主語は先ほど書いてありますように「町長は」と書いてあります。町長が主語であって、町長が決断するには選定委員会の意見を聞くということですから、あくまで主語は町長であって、町長が判断する時に選定委員会の意見を聞くという条件が付されていますのでご理解を願いたいと思います。以上です。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただ今監理課長が答えたとおりです。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

要するに町長の判断で、かなり選択幅が広がる意味なのではないかなと。それが意図ではないかなと判断するのですが、そうするとかなり曖昧な問題も出てくる気がします。

それはそれとして、学校の問題ですが、教育長。あなた今なんとおっしゃったか。非常に危険と。1日も早く撤去しなくては行けないと。これを聞いていた学校関係者、父兄どう思いますか。そんな1日も猶予ならん学校に現在も子供を預けているんですよ。それだけ危険ですか。1日も猶予ならない危険な学校に子供を通わすんですか。そうじゃないでしょ。しかもあなた詭弁を使っていますけど、来年子供がその学校から新しい校舎に移る。そうするとその校舎に誰も居なくなるんですよ。そこを封鎖してしまえば誰も入れない。そこが仮に壊れてもネズミもいない。そういうことなんですよ。だから1日も早く取り壊さなくては行けない理屈が成り立たない。何ですか。壊すことばかり考えて。何か活用出来る事がないか知恵を絞らなきゃいけないでしょう。危ない危ない、そんな危ない所に1日も人を置けない。そんなものじゃないでしょう。デジタル家電じゃないですけど、何月何日に壊れるとか駄目になるってものじゃないでしょう。もっと知恵を絞ってお互いにですよ。しかも学校は先ほども申し上げたようにたくさんの人の思い出が詰まってるんですよ。そこに色々なことが出来る。成人式をやってもいいじゃないですか。歩こう会が使ってもいいじゃないですか。それから元気な人の老人会のデイサービスに使ってもいいじゃないですか。何でも色々な方の知恵をもらって、使えるものを出来るだけ使っていこう、壊したって、補強にお金が掛かるからといって壊すのにも1億のお金が掛かる。そんな金は国からこないんですよ。もう少し真剣に考えて欲しいと思います。町長も我々が知る前に、もう一般の区長会が知っている。壊すんですね。町長が言っていたと。議会の人誰も知らない。壊す瞬間に議会にかければいいと思っているかもしれませんが。議会を軽視していますね。以上。

議長（久田良平）

教育長中口憲治君。

教育長（中口憲治）

まず取り壊す話は、能都中の改築の時に説明していると思います。そして、現在実際に危険と言いましたが、調査的に数字では危険だと。というのは建物が建っている状態で調査の結果として0.3だという結果が出ています。そうすると数字的には大変危険だと。ですから取り壊すという意味です。それから取り壊しの費用は、24年度中に取り壊すと国庫補助金がつきます。それを過ぎますと全額町負担となります。ですので、出来れば同じ取り壊すなら24年度に取り壊して、危険な状態でなくしたいという事を考えております。以上です。

議長（久田良平）

質問は3回までと限度してますのでよろしくお願いします。

15番（鶴野幸一郎）

私は思い出が詰まっていると発言しているだけです。

議長（久田良平）

鶴野議員不規則発言は止めてください。これを最後にしてください。

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

国から金があれば何をやってもいいということではないです。思い出が詰まっていると。何万人もの人の。学校に学び、町長も教育長もその中学校出ているからその気持ちが分からない。そういうことも考えて慎重に利活用委員会等作って、何も無いという結論が出たら仕方がない。慎重に、壊すことありきじゃなく議論をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

予算書の48ページで、赤崎集会所整備事業これについて、この集会所について色々騒がれましたけれど、今後の維持その等について計画、それから維持出来なくなった後の計画、それからもう一つ73ページ墓地公園管理費6241万円これは旧能都町合併の前に能都町議会の中で三郷の所で墓地公園について、もの凄く議論なされた案件だと思います。今回は、議論なされた結果スム

一ズな形で狭くなったと。また墓を作る人が多くなったという予算だろうと思います。この採算的見地を一つ。どれだけの土地を作って、どれだけの区画を作っていくのかお答え願いたい。

もう一つ福祉の方で62ページ高齢者とか老人医療の色々な問題。補助金その等ありますけど、そういう細かいものはいいですけど、これを基にして前年度より能登町は、65ページ子供医療給付金中学校まで医療費が無料だということで制度改革しました。その成果。これに併用して世の中厳しくなってきました。その中で色々な補助金ありますけど、高齢者の補助金もありますけど、子供手当のような老人の補助金があるのかどうか。年金生活の中で病院にも掛かれないという老人の方が増えてきています。そういう中で病院が高いとかそういう配慮が出来る補助金が創れないかどうか係りの人に聞きたい。

それからもう1点一般議案の中で、議案36号です。指定管理者の中でなぜこういうものを行政で決めなきゃならないのか。指定管理にしたにも関わらず。最終的には指定管理者になされた人が独立採算性のやり方でやってないんじゃないかと。何かにつけて役場が管理していくんじゃないかという疑義が生じてきますので、こういう条例その等について撤回する必要があるんじゃないかと思います。最後に予算書の中で、去年はこれだけ景気が悪いということで昨年22年度は一般会計が133億円。今回は147億円という10.9パーセントの増大しております。そういう中で色んな質疑がされましたけれど、こういう不景気と言っているにも関わらず交付金その等増えてきた格好になるんじゃないかなと。当町の税収が減っている。町税だけで5.7パーセントのマイナスですね。もし国が異変を起こせばうちの会計も大変なことになるということで、事業をやっていると感じている。そういう中で色々町債の問題も言われておりますけど、再建計画も終わって最終的には予算書の127ページの問題で職員の数、職員の給料その等についての能登広報にも公表されておりますけど今後どのような格好で能登町職員の数の適正化というものについて最後に町長に尋ねたい。

4点か5点説明員から説明いただきたい。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただ今の志幸議員の赤崎集会所の整備事業についてでございます。本年度は2679万2000円の計上であります。この集会所の整備につきましては、既に地元の鹿泊地区の方が用地の確保は済んでおります。事業の内容ですが、基本的には建物本体の整備のみ町で建設いたします。予算を承認していただいた後、実施設計に取り掛かりその後建設本体の入札、工事・着工とそれで完成

引渡しとなります。完成後につきましてはこの地区の地縁団体に対して管理を指定管理でお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それと議案第36号の施設条例の改正と指定管理の問題両方を質問されたかと思います。基本的に我々市町村、地方公共団体は学校や保育所色々な施設を建設した場合には設置条例というのを設けまして、その目的、設置場所、運営管理に必要な事項を条例で定めるということが地方自治法で定められております。今回これは観光施設であります、その中で管理運営をしていくための利用料の規定が今回改正案として上程されておりますが、これにつきましては指定管理にお願いしてある施設でございますが、指定管理者が運用上の都合の不都合な点が出た場合には町の方と協議して今回このような実態に見合った改正をしながら運営をしていくということで、その指定管理者は町が定める条例の範囲を超えて、表現は悪いですが、勝手に料金を徴収することは出来ませんので今回こういう形でお願いしたようですのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

環境対策課長谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

お答えします。能登町の墓地公園整備事業ですが、当初ですが、旧能都町時代に平成10年に4㎡が107、5㎡が150区画、6㎡が129区画と合計386区画が整備されたものでございます。22年の12月末現在で墓地は残り数が6㎡で10区画となりました。それで各町民からの要望が数多くありまして21年度ですが計画に乗り出しました。現在22年度に実施設計、地籍調査を行いました。面積ですが造成面積が0.4ヘクタール。区画数は4㎡が50区画、5㎡が50区画の予定で進めております。道路につきましては、その中央を通りまして120メートル、それと動物霊園という形で1基設けたいと考えております。駐車場は車20台を予定し、23年度行いたいと考えておりますのでよろしくお願いします。区画は全部で100区画です。

議長（久田良平）

健康福祉課長池上正博君。

健康福祉課長（池上正博）

それではお答えします。子供に関しては医療費の助成があるのけれども老人にはないのかということですが、老人につきましては、75歳につきましては、基本的に保険料は1割負担となっていますし、高額医療費の助成もあります。介護保険との合算の助成もございます。それから要援護者支援事業として軽度の生活支援事業、それから生きがいデイサービスとか配食サービス等行っ

ておりますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

職員の定員管理についての質問かと思います。合併当初の17年4月現在においては職員数が577名でございました。その段階で第1次の定員適正化計画というものを策定しまして、その目標が5年間で61人ということで進めてまいりましたが、実績については101人の削減を達成いたしまして計画以上の削減が来ております。その後平成21年の8月に第2次の定員適正化計画を策定いたしまして、引き続きそういった定員管理を目指しております。その内容から申しますと、平成27年度4月の目標は403名でございますので5年間で54人を削減する目標を決めて現在も進めておりますのでご理解をよろしくお願いします。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

金額が少ないと思ひまして。環境対策課の回答は100区画ですね。能都町の時は300数十ぐらいと金額が小さいと。どれぐらいの区画かなと。それから赤崎集会所の維持管理が出来るのかとどうなのかと。土地が提供されたということで金額が少ないと思ひまして。

医療については色々な説明が係りからありましたけど、時代の疲弊に応じて予算で一般会計これだけのことが出来るのであれば、もう少し福祉の方にも投入していけば良かったなと思っている。

総務課長にもう1回お尋ねします。国調が行われまして1万9千人ですか町民。能登町だけではなくて、この国において法的にはこれだけの職員数でいいのだろうけど、適正化の職員の数というのは企業会計を抜いて、庁舎内の適正な人員スタッフは。人口に対して何名が適正なのかお答えしていただきたい。給料については色々能登広報などで町民に対して公表されておりますし、賛否両論ありますけど。適正な職員の数。他の地方に比べて1万8千人のところはどれだけが適正な数でしょうか。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

適正な職員数ということで質問された訳ですが、あくまで普通会計ベースで話させていただきます。昨年の類似団体の数では181名というデータが出ていますが、その段階で能登町は308名ということで127名が多いとなっていますが、この中にも色んな条件がありまして、本町につきましては保育所等現場も多いという点でこういった大きい差が生じているのが現状です。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

0.7%人口の。だけど私はこの職員の数では能登町は土台無理かなと思います。全国平均で職員数を減らすと。町民に対してサービスが出来ないと。今言われた308名。これは約1%、他の地方の2%ぐらいですかね。だけど私達今税務申告の時期ですけれど、議員としても私個人としてあれですけれど、その能登広報に出ているその仕事をするのに手一杯だと思う。もらっている金額。職員の方々もこれだけ疲弊しているのに、能登広報に出ている大体平均の金額、1年にもらえる金額は500数十万だったか。それだけやはり私のこの問題にかける問題は、その金額分だけ町民に対してお仕事して欲しいなと。職員の方々に言いたい。そういう中でこれだけ予算書その他の方面も、単に言う最終的には今年みたいに一般会計がこれだけの増額、10%の増額。ただし収入が減っているにも関わらずそれだけのことが出来る豊かな日本の国でございます。今後はどういうふうに政権が交代してくとかどうなるか分からない。そういう時に慌てるような自治体でなく、ゆっくり落ち着いて町民にサービス出来るような自治体作りを目指して欲しいなということで。職員の数、給与問題、私も議員としてその報酬に応じた仕事をしていきたいので、職員の方には強く申し出て議案質疑を終わります。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託
議案第5号から議案第43号

議長（久田良平）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第5号から議案第43号までの39件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第43号までの39件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第1号

議長（久田良平）

日程第47 請願第1号「大平地区上水道設備設置の件」を議題とします。

今期定例会において受理致しました請願1件は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりです。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

請願の趣旨を説明したいと思います。議員各位の配布の書類とは少し違ってもう少し詳しく説明したいと思います。

大平地区の上水道設備設置に関する請願について、趣旨説明をいたします。

昭和62年3月 農業基盤総合整備事業で、「大平工区 営農飲雑用水施設」が整備されて23年を経て今日に至っております。

現在、能登半島地震による源水路の悪化、水源地の水量の激減、また、設備の経年劣化により、生活用水に必要な最低限の水量さえも確保が困難になっております。これに対処して、平成19年に柳田植物公園の水道設備まで仮設の露出配管で接続し、急場を凌ぐ策をとりました。

しかし、残念ながら公園施設の都合で閉栓されることも多く、ここ4～5年間は、地区で話し合い給水制限の措置をとって対応している状況です。

本年も1月2日から本日に至るまで、朝は6：30～8：30、夕方は17：00から22：30の2回の時間帯のみの給水とし日中は全く水道利用が出来ない状態にあります。トイレも使用出来ない状態です。

地区の提案、お願いとすれば、

1. 現在の林道沿いの露出の仮設配管を埋設管として整備
2. この配管をもう少し延長して、植物公園手前の本管に接続して給水をするのが、一番安定した整備になると考えます。
3. また、この延長配管分の工事箇所は現在進められている道路改良工事の所なので、この工事と並行して配管してもらえると良いと考えます。
4. なお、この提案、お願いが受理・実施されても、その工事期間中は、植物公園指定管理者と連携し現在の給水バルブの開栓を特にお願いしたい。

つきましては、議員各位におかれましてご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託 請願第1号

議長（久田良平）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会、会期中に報告していただきますようお願いいたします。

休 会 決 議

議長（久田良平）

日程第48「休会決議」についてを議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、3月8日から3月13日まで、及び3月16日から3月17日までの併せて8日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、３月８日から３月１３日まで、及び３月１６日から３月１７日までの併せて８日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（久田良平）

今回は、３月１４日午前１０時から会議を開きます。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時２５分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（久田良平）

皆さん、おはようございます。本日は一般質問ということで、また闊達な議論を期待し、また本日はたくさんの能登町区長連合会の皆様に傍聴いただきましてありがとうございます。また闊達な意見をお聞きいただきまして議会等にご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いして、本日の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は１８人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

ここで、本日の会議に先立ち、東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、まだ安否の確認がとれない方々の無事をお祈り申し上げます。また、能登町としてできる限りの救援、支援を行えるよう議会も協力したいと考えているところでございます。

続いて、持木町長から緊急に発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

持木一茂君。

町長（持木一茂）

おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、本日の会議の前に、先般、3月11日午後2時46分ごろ発生いたしました東北地方太平洋沖地震について、ご報告させていただきます。

このたびの地震は東北地方三陸沖を震源としますマグニチュード9.0の地震で、13日午後5時現在で11県34万人の皆さんが避難され、各地で壊滅的な被害が発生しております。気象庁によりますと今回の巨大地震は関東大震災のマグニチュード7.9を上回り、1923年に日本で近代的な地震観測が始まって以来最大のものです。宮城県栗原市では震度7が記録されましたし、北海道から九州、沖縄にかけての広い範囲において大津波も発生いたしました。また、12日午前3時59分ごろには信越地方でも震度6強の地震が引き続き発生しました。被災されました皆様に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、救援に全力を挙げられている関係者の皆さんに敬意を表します。

13日の地震発生直後、能登町では震度2を観測し、気象庁から能登沿岸に津波注意報が発令されたことを受け、防災行政無線や有線テレビで海岸線地区の皆さんに注意喚起の広報を実施いたしました。幸い昨日の午後5時現在におきましては人的被害、家屋被害は報告されておられませんことをご報告申し上げます。

また、本町と友好都市である千葉県流山市とは地震発生直後は電話回線が不通で情報収集ができませんでしたが、13日朝、連絡がとれました。その状況につきましては12日夕方から交通機関の混乱は続いているとのことでしたが、人や家屋については特段の被害がないことが確認されましたこともあわせてご報告申し上げます。

次に、被災地への援護活動につきましては、緊急消防援助隊石川県隊の一員として12日早朝には能登消防署から2.5トンのタンク車1台と職員4名、また13日には職員2名が被災地に向けて出発しております。今後も消防庁や現地対策本部あるいは石川県との連携のもと、できるだけ人的支援や各庁舎での義援金募金箱の設置を行っていきたいと考えておりますので、町民の皆様や議員各位のご理解をお願いいたします。

今回の地震においては、東京電力福島第1原子力発電所が自動停止したことにより国内での電力供給不足が深刻な問題となってきたことから、昨夜、菅総理大臣が本日より計画停電を実施すると発表され、国民に対し節電を呼びかけられました。町民の皆さんでご子息等が修学のため関東地方で生活されている方に対し、一時帰省や使っていない家電製品のコンセントを抜くなど節電を啓発してくださることを私からもお願い申し上げます。

まだ余震が続いておりますので、テレビ等の情報に注意することや、今回の大震災を機に津波発生時における避難経路や避難場所、災害時に対する日常からの心構えを再点検していただくことをお願いし、ご報告とさせていただきます。

一般質問

議長（久田良平）

それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

今、議長並びに町長が言葉を述べられましたけれど、私も去る3月11日、東日本巨大地震、津波等に遭われた方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。また、今現在も救援活動に当たっておる消防団並びにボランティアの方々、その他等の方々に対し心より敬意を表したいと思います。

それでは、11番、志幸、今期3月定例会の一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

3点行います。

それでは1点目より説明を行います。

1点目、行政庁舎の問題について質問したいと思います。

この議会庁舎でございます。議会庁舎の件もあえて大きな問題として取り上げて、お答えをいただきたいと。町長サイドのほうからお答えをいただきたいと思います。

それと同時に、もう一つは能登町、旧能都町、旧柳田村、旧内浦町の役場庁舎についてでございます。今現在、3地区に分かれております。その3地区に分かれておるものを私の提案でございますけれども、経費の問題もあります。それから一般の方々の利便性の問題もあると思います。それを今一番大きな庁舎がある旧能都町の庁舎に全部合わせればどうかということでございます。それについて、今後の見通しについて町長よりお答えをいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの志幸議員のご質問のまず議会庁舎につきましては、簡素で効率的な行政運営にご配慮していただきまして、議員の皆様でご判断くださるようお願いしたいというふうに思っています。

そして、現在あります3つの庁舎につきましては、平成16年に調印しました合併協定書に基づきまして運営をしております。また、その合併協定書には平成27年度をめどに基金を創設し新総合庁舎を建設すると記載されております。しかしながら、依然厳しい財政状況や既存施設の有効活用などの面から、将来における庁舎のあり方をどうすべきかと町民の皆様とともに考えていきたいと思っております。能登町本庁支所検討委員会を新たに設置する予定にしております。その検討委員会での進捗状況等を公表しながら町民の皆様にご理解を得ながら、サービス低下を招くことなく進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私もこの質問については2回、3回と行っておるわけですが、このような似た関連の質問でございます。ただこの財政状況、また時代の流れの中で、町長の答えが二、三変わってきたなと思っております。前は以前より合併協議会の意見に従っていくということで言われておりましたけれども、今回、今私チェックしたところ、町民の検討会を設置し、町民の意見を反映して施行していく。サービスの向上を低下することなく、検討委員会を設けて、また新町、その問題を検討していくということでもあります。

私もこの問題については先ほど言った答え、議会庁舎の問題、それについても町長は議会にゆだねるということでございますけれども、この議会庁舎について、私、旧能都町のときにも16名おりましたけれども、私自身が四十数名に議員になるという合併協議会の意見に反対しておったわけでございます。それについては、なぜこういう財政にもかかわらずこういうような庁舎を数千万円もかけて、またいろいろな諸経費の問題もある中で、暫定的にどこか大きな庁舎の一つにまとめて、リフォームなくこうやってやればいい。にもかかわらず5年もこのような格好で続いております。議会人の一人としてそういう問題も配慮して。

恐らく執行部の方々は腹の中では、どこか一つにまとめてやってくれば経

費の節減にもなるし、それからまた利便性にもなるというようなことで心の中では思っておられると思います。私は個人に返ればそういうような格好で、町民の方々の利便性を考えても各3つに分かれております。建設課は柳田、それから福祉は内浦ということで各課が3庁舎に分かれております。その中では、一つの仕事をするにも1日かかるというような利便性にも欠けます。一つにまとめておれば、そこに関連の方々がその庁舎へ行けば全部その地域で終わることになるのでございます。こちらに書類ができて、また柳田のほうへ行かなきゃだめや。それから内浦のほうへ行ったら、それからまた能都町へ行かなきゃだめやという利便性に欠けるということもあります。経費の問題はさておいて、そういう方々に対しましてもう少し早急にそういうものをまとめるべきだと思います。

ただし、皆さん誤解をしないでください。住民票とかそういうもの等については小木の支所のあり方のように、普通の方々と言ったら失礼なんですけれども、簡単な住民票とかいろんな問題についてはやはり各小木支所方式のように残さなきゃだめだと思っておりますけれども、産業畑、それから重要な課を一つにまとめればどうかと思っております。

以上、また町長、その問題についていかがでしょうか。早急に組織改革を考えてみるかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員おっしゃるようないろんな町民の皆さんにはご不便をおかけしている部分もあろうかと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、今回提案しております23年度予算に検討委員会の予算も計上させていただいております。その委員会で協議していただいて、そして本庁支所方式というのでも検討もしていただきたいなと思っております。

ただ、今物理的にいいますと、職員の数の関係で一つの庁舎にはどこの庁舎にも入ることはできないという現実もありますけれども、検討委員会のほうでもそれも含めて協議していただければというふうに思っております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

検討、検討であれですけれども、早急に。世の中、この地震のように何が起きるかわからない。早急に物事を判断しながらやっていく必要があるんじゃない

ないかなと思います。

時間も時間ですので。１０分かかりました。２点目に移らせていただきます。

そういうことで、早急に決断をしながらやってくださるようお願い申し上げます。

それでは２点目に移ります。

２点目、偶然にも私、まだ地震起きる前でございます。防災についてということについて私が通告したところ、偶然にもこういう事件がありました。ただ今回起きた地震、津波については、私は何が起きるかわからないという世の中の情勢。国会の政治、それから自然災害、何が起きるかわからないという今、悲しみに浸っております。そういう中で、やはり世の中、私たち育ったときと違う文化、文明になってきております。にもかかわらず何かにつけて決断が私は速度が鈍いんじゃないかなと思っております。

そういうことで、私はこの２点目の通告した問題は、この前、私たち地域、真脇のところに火災が起きました。それを教訓にしながらということでこの通告を出しました。

地区消火栓の訓練、消火栓の設置、それについて能登町はどのような計画でおられるのか。また、現在設置してあるところは何カ所あるのか。また、そういうことをどのように計画していかれるのか、町長にお尋ねしたい。

それと、この中の小さな問題として、今、宇出津駅付近で数億の予算を立てて道路いろいろと構築をするということ。今回も予算の中に計上しております。そういう中で私の聞いたところ、宇出津、その駅前広場は避難場所ということで計画もしておられる。その中で私はあえて小さな問題かもしれんけれども、この災害を通じて避難場所ということについて、ただ広場にするんじゃない、水道設備その等、避難場所に適した小さなインフラ設備も設けられるのか、どうなのかということをも２点、お答えをいただきたいと思います。

町長、お願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、志幸議員の１点目の防災ということなんですが、防災というのは災害を未然に防ぐための各種行為、施策、取り組みのことをいいまして、その災害というのは大雨や台風といったような自然災害、そして火事などの事故、あるいはテロやミサイル攻撃などの人為的災害というふうに考えております。その災害から身を守るために防災訓練や啓発活動によりまして住民の皆さんの意識向上を図ったり、危険な箇所の整備などを実施するのが災害予防というふうに

思っておりますし、また災害が発生した際、被災者のための避難所の開設やライフラインの復旧のための各種団体と災害応援協定を締結しまして連携強化を図るなどの応急対策、そして早期の復興を図るための復旧対策が防災の基本かと思っております。

そこで、志幸議員のご質問の地区の消火栓などの消防施設を使った訓練、あるいは災害予防のための大変重要なことだというふうに思っております。消火栓を初めとする消防施設を使用した訓練を実施しまして、ふだんからその設置場所を確認することによりまして、また取り扱いに精通することによって円滑に初期消火活動に着手することができると思いますし、また被害を最小限に抑えることにもつながると考えております。

平成22年度におきましては、姫地区や上町地区を初め4地区で消火栓を使用した消防訓練を実施しておりますが、今後も消防機関と協議しながら消火栓だけでなく防火水槽や、あるいは小型動力ポンプなどの消防施設も利用した訓練、そしてまた訓練実施地区も増やしていきたいというふうに考えております。

次に、宇出津駅前広場を避難所として活用するのかという質問に対しましては、市街地におきまして非常に広い空間でもありますので、緊急時に利用することは当然考えております。ただ屋外でありますので、大雨とか、あるいは台風などの避難ではなくて、想定される利用方法としましては、地震などにより家屋が被害に遭い日常生活が困難となった被災者が多数となったときに仮設テントなどを設置するスペースとして利用などが考えられるのではないかなと思っております。

宇出津駅前広場はイベント時にも利用できます。また多様な活用が可能な駐車場として、上下水道施設や電気設備の整備も考えておりまして、あわせて緊急時に有効に利用できるよう配備も考えてまいりたいと思っております。

また、ベンチなど休憩施設の中には災害時にかまどとして利用できたりするものもありますので、そういうものも検討していきたいというふうに考えております。

能登半島地震を体験しました私たちにとりましては、先月発生した霧島連山の新燃岳の爆発、噴火やニュージーランド地震、そしてこのたびの東北地方の地震を見るたびに、改めて自然災害の脅威を痛感いたしますし、防災業務の大切さを再認識もさせていただきました。町民の生命と財産を守るため、そして安全で安心して暮らせる能登町を目指し、さまざまな施策を今後も展開してまいりたいというふうに考えておりますので、ご協力とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

1 1 番（志幸松栄）

火災の消火栓についても、これよりまた訓練もやっておられるということでございます。私がこの質問をしたのは、火災が終わった後、ちょっと陣中見舞いに行ったところ、地域の人が消火栓を使って、ホースを使って事前に水をかけられたということを聞きまして、これはいいことやなと。行政にばかり頼るんじゃなく、また地域の人もしそういう訓練をすれば健康な方、また元気な方が事前に消火栓を使って早急に、また事前にできるというようなことでございます。それもやはり訓練をしなきゃならん。

私も今初めて町長より言葉、私お聞きしたんですけれども、やはりこの能登町というようにところに消防署があるということは本当にありがたいことで、そういう職員の方々が随時、その地区へ行って訓練並びにその等をやっておられる。それをより一層ふやしていただくよう。また、これから高齢化の時代が急激に能登町は進んでおります。にもかかわらずみんなで力を合わせて自分たちの力もまた発揮しながら、皆さんお互いにそういう災害というものを未然に防ぐよう指導していただきたいと思いますと思っております。

それから駅前広場の問題については、やはりいろんなことも考えてやっておられるなど。小さな水道施設、テント施設その等、それについて私、明白にやはり何のためにするんやという半ばいろんな問題も疑義が生じておったところ、せっかくのそういうことです。これをいろんな災害その等を教訓にしながら、ひとつより一層また整備を再度お願いいたしたいと思います。

それでは3点目に移ります。

偶然にも私、所管のあれでございすけれども、3点目の問題。

ことしは大雪でございました。とてつもない大雪、想像を絶する雪の量が多かった地域もあります。ただし、うちの地域も結構大雪でございました。いまだにこの3月中旬にもかかわらず、除雪はしないけれどもまだ寒さが響いております。そういう中で3点目の質問をさせていただきます。

融雪装置、この四、五年、合併してから結構融雪装置の普及が進歩しております。その地域へ雪が解けて聞いてみると、本当に融雪装置を付けたおかげでよかったわということが聞こえてきます。今年度の予算も計上した中でもそういう施設も一つありました。にもかかわらず、こういう問題は一番高齢化対策にもなる。また、いろんな問題の対策になると思いますので、もう少しこういう問題、ここの地域、おれの地域に先にせいやとかそういうわけじゃなく、水源の量のあるところを早急に融雪装置を普及させるという行動をしてもいいんじゃないかなと思っております。

旧能都町、それから柳田、それから内浦、皆さん川が流れております。川の水源を使ったもう少し水量をはかり、できるところを早急にその設備を設置してほしいなと思っております。

それから、次は住宅建設の助成についてでございます。

住宅建設、こういう過疎、過疎と皆さん言われております。うちが建たない、それから昔にすればということでございますけれども、やはり町当局も新築並びに地元に家を建てるということは、その代がその家で生活する、何代もここで、かばんを持って出ていかれる人もおりますけれども、その土地で1代、2代と根を生やそうかなという人に対しましては、今後やっぱり町当局も祝う心があってもいいんじゃないかなと思います。

それから、これと併用して、ふるさと空き家事業対策でございます。この問題も予算もついております。私はあえてこの所管でございますけれども、珠洲並びに穴水、その2つの地域の空き家対策事業とうちの空き家対策事業と幅が違ふんじゃないかなと。空き家対策事業をより一歩進んだ事業として進めていけばいいんじゃないかなと思って、町長にお尋ねしたいわけでございます。

これは失礼な言い方かもしれませんが、今地震に遭われた、津波に遭われた方々が、あのテレビ、皆さん見ておられると思います。単純な発想としましては、うちのほうに空き家があります。一時しのぎでもいい、こちらのほうへ来てくださいというような言葉をかけてもいいんじゃないかなと思っております。そういうことも執行部は考えて、それから有効な。日本全体の問題だとあの問題は思います。そういうような早急に対処をなさり、ひとつ検討願いたいなと思っております。

ただただこの問題あれですけれども、この新聞にも皆さんおわかりだと思ふんですけれども、無償でということ。地域のあれでございます。新聞に大きく「無償で」空き家。そういうようなかけ離れた、人来てくれ、来てくれ、永住してくれというんだったら、もう少しかけ離れたことを町長は決断していてもいいんじゃないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、第1点目の融雪装置設置計画についてであります。議員もおっしゃったように、今年の冬というのは非常に連続した寒波によりまして思わぬ豪雪となりました。町でも連日、除雪作業を行いまして交通確保に努めたところでもあります。そして、この豪雪で屋根雪の処理などの作業中に2名の方の尊い命が犠牲になったということで、この場をお借りしましてお悔やみも申し上げたいと思います。

また、昼夜を問わず除雪作業をしていただきました建設業界並びに作業員の方々にも感謝を申し上げたいと思います。

そして、住宅が密集し除雪作業がなかなかできない中心部におきましては、融雪装置というのは非常に有効な手段だというふうに考えております。現在、

融雪装置は能登町では8カ所に設置されております。市街地に設置されたものに関しましては、宇出津地区では宇出津病院やこどもみらいセンター前の町道、そして岩屋町を通ります町道に設置されております。松波地区では主要地方道能都内浦線と鍛冶町のほうに設置されております。柳田地区では柳田中学校へ上る通学路に設置されておりますし、このほかに中心部の一般県道珠洲穴水線でも消雪溝も整備されております。

これらの施設は市街地での雪のやり場のないこともありまして大きな効果を上げております。しかしながら融雪装置の設置に当たりましては、やはり安定した水源の確保ができるかどうか大きな要件となってきました。

現在、宇出津地区で行っておりますまちづくり交付金事業の一環として、しらさぎ保育所前の町道に設置できないか、近隣の笹谷川で流量観測を行っておりまして、これまでの観測結果では取水可能との報告を受けておりますので、平成23年度からこの事業に着手してまいりたいと考えております。

今後もこういった事業を活用しながら市街地の除雪対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次の住宅の助成に関してであります。今現在、能登町では転入者に対する特別な助成の制度はありません。しかしながら、近隣市町を見ますとやっているとところもありますので、U I J ターンの定住促進を推進していく上でも何らかの助成制度の創設も今後検討していきたいというふうに考えております。

また、能登町のふるさと空き家事業につきましては、町内の空き家物件につきまして宅地建物の専門的な立場から業務協力をいただきながら実施している事業であります。町内の宅地建物取引業組合と協定を取り交わしまして、物件の管理、営業、処理等を委託して実施しております。具体的には、空き家に対しまして間取りや水道、電気などの設備状況、抵当権の有無などを調査しまして、その空き家が実際に賃貸や売買が可能な物件であることを確認した上で、ホームページなどに公開して利用者を募っております。

平成21年10月の事業開始したわけなんです。これまでに物件の掲載申請が32件、そして契約成立が11件となっており、また問い合わせだけでも今までに112件来ております。このように不動産のプロフェッショナルとタッグを組んで空き家を紹介し、契約締結を行うことは、契約者とのトラブルをなくすためにも有効な手段であると考えますので、全国でも徐々に広がりを見せております。県も今年度から空き家情報整備支援事業補助金を設けておりまして、町は2分の1の助成を受けて事業促進を行っております。

また今年度、町ではU I ターン者を発掘するため、県とタイアップしまして田舎暮らしを希望している人たちに購読者が多い雑誌に記事を掲載しまして、空き家を確保して田舎暮らし体験ツアーを募集する試みも行いました。まだツアー応募は東京の女性1名のみですが、能登町を訪れていただいて実際に空き家に宿泊しておられます。こういったツアー滞在期間中は、能登町に移住され

た方との交流を行いまして、実際の暮らしの状況や、あるいは病院や学校などのインフラ整備の状況などを見ていただいております。

定住促進のためには、まず移住を希望している方に能登町へ定住を考えるきっかけを与えることが大事なんじゃないかなと思っております。そうした点でも今後もふるさと空き家情報のさらなる充実、そして積極的な情報発信を行っていききたいというふうに考えております。

また、今回の地震で被災者の方が住まわれる住まいのことなんですが、県のほうからも空き家の確認といいますか、そういう情報提供をしてくれというようなこともありますので、今後そういった被災者の方が住む家がない場合には能登町としても最大限の協力はしていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

町長のお答えでありますけれども、融雪装置、それはものすごく私も敷設したところの地区の皆さんにどうですかと。非常に助かったということです。これは高齢化対策の一環にもなります。こういう問題を早急にこの状態の中でいろんなことができる財政の中で早急に進めるべきじゃないかなと思っております。おれのところ先にせいとか地域の人もそういうことじゃなく、先ほど町長も水源の問題も考えてということでございます。いろんな問題があると思います。資金の問題もあると思いますけれども、資金はさておいて、そういう高齢化対策の一環だと思います。

私はこの問題は本当にあえてこういう所管であっても皆さんの喜びというものに感動を受けたものですから、この質問をさせていただきました。

そういう中で、そういうところに融雪装置をつければより一層路地その等の町道のところへ先に除雪車が行ける。それからまた答えはいいですけども、また今回も予算に1台ついておりますけれども、除雪車ですか。これからは路地も多くあります。この能登町は。坂道もあります。細い道路もあります。もう一步進んで小さな除雪車もひとつ購入されるよう計画していただきたいなと思っております。大型車ばかりでございまして、大型車はもうそろそろおいて融雪装置にかえまして、小さな路地をできるようなロータリー車も幅の小さなロータリー車を計画してほしいなと思っております。

それから、ふるさと、これについては先ほど私言ったとおり、今うちのあれですけども県との相談もし、また今この地震、津波に遭われました方々、落ちついてくればいろんなことが出てくると思います。何かできることあれば空き家事業のあれも考えながら、県との話し合いでまたこの地域に空き家がぎょうさんあります。そういう中で無償で来ていただくというような心厚いような

行動もあってもいいんじゃないかなと。

私は町長にそれをしていただくようお願いしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもどうもいろいろと長時間にわたりありがとうございました。

議長（久田良平）

答弁漏れはありませんか。よろしいですか。

11番（志幸松栄）

いや、今お願い最後にしましたので、答弁は満足した答弁でございました。融雪装置その等、庁舎の問題もいろいろとあれです。これから一層頑張っていくという町長の心意気が見えたので、私はこれで退席させていただきます。

議長（久田良平）

それでは次に、5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

それでは、先ほど来、東日本を襲いました地震のお話がたくさんございました。私も、今なお行方不明者となっておられる多くの皆様方が一刻も早く発見されて救助されますことを心よりお祈りいたしたいと思います。

それでは2点ばかりお聞かせ願いたいと思います。

以前にも質問させていただいておりましたことですが、車道や歩道への樹木、竹林等の張り出しや枯れ木や折れ木等の倒木により歩行者や自動車等の通行に支障となる場合が見受けられます。また、バス等の車高の高い車両が通行する際に、張り出した枝と接触することで車両の通行や歩行者の安全確保に支障を来しております。

そこで、町民が安全で安心して通行できるように町として、また通行の安全確保のために伐採等の道路管理基準及び現状についてお伺いいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問の交通の支障となるような道路や歩道沿いの灌木などの処理についてであります。現在、能登町管内には国県道が10路線、165キロメートル、そして町道は967路線、総延長が574キロメートルにも上ります。県も町もそういった支障となります樹木の除去も含めて交通安全を確保するた

めの道路の維持管理に多くの経費が必要となっておりまして、町民の皆様には毎年、夏場にかけて道路愛護ということで、それぞれの集落の中で国県道や町道といった道路の区別を問わず、草刈りあるいは清掃活動を行っていただいておりますことに改めて感謝も申し上げたいと思っております。

また、県や町でもパトロールを行うとともに、保全班を専従させております。支障木の除却や道路の除草、舗装路面の簡易な補修など交通の安全確保に努めているところでもあります。

しかしながら、大型車の通行に支障となるような樹木まではなかなか行き届かないのが現状でもあります。特に能登町にとって唯一の公共交通であります路線バスの安全な運行を確保することが殊のほか重要なことは議員のご意見のとおりであり、私も同感であります。また、新幹線の金沢開業や能越自動車道の開通などによりまして大型バスなどの交通量も増加するものと思われまので、交通事故の増加も心配されるところでもあります。

公共事業が大幅に削減されまして、大規模な改良事業などがはかどらないのが現状であります。支障木の伐採あるいは除草などの維持管理の徹底にしましては比較的安い費用で効果も得られますので、即効性のある方法だと思っております。県当局とも相談しながら一体となって今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

5 番 酒元法子君。

5 番（酒元法子）

今ほどおっしゃいました新幹線の開業を控えて、その効果を奥能登へも誘導するために、昨年より有料道路の通行料金が大幅に値下げされ、新幹線開業時には無料となることにもなります。よって、レンタカーや大型バスの観光客の増加も予想されますので、どうぞ安心して通れますよう、何度も何度も同じことを申し上げるのは大変心苦しいのですが、安心を与えていただきたいという今ほどおっしゃられたとおり、通行の安全確保のため、県当局と一体となって取り組んでいただくことを早急をお願いいたしまして、この件につきましての質問は終わらせていただきます。

次に、男女共同参画についてでございます。

女性の管理職登用についてご理解をいただいているところでございますが、内閣府男女共同参画局の資料によりますと、女性の政治経済活動への参加をはかる指標、GEMジェンダー・エンパワーメント指数は109カ国中57位、また平成22年度の市区町村の課長相当職以上の職員に占める女性の割合の調査では9.8%と圧倒的に低い実態が浮き彫りになっています。

このような実態を踏まえ、国として社会のあらゆる分野において2020年

度までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるように積極的改善措置の検討を始めているところであると聞いております。また、少子・高齢化で人口構造が激変し、労働力人口が減少する中で、潜在的な能力を有する女性就業促進が極めて重要となってくるのではないのでしょうか。しかしながら働く女性の6割が第1子の出産を機に退職するなど、現状は厳しいものがあると思います。

そこで、当町としても町民がその有する能力を均等に発揮する機会の増加など、男女共同参画による地域活性化を推進することが重要であると考えます。

以上のことを踏まえ、次の点についてお伺いいたします。

今後の女性管理職の登用に関する考え方と、行政職以外の教育機関や各種委員会などの政策制度の意思決定機関における女性の登用について。

また、男女共同参画を推進するに当たり、家庭等におけるサポート体制についてお伺いいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員ご質問の男女共同参画についてであります。女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占めているということでありまして、政治あるいは経済、社会などの多くの分野の活動も担っていただいております。

しかしながら、これらの分野におきます政策方針決定過程への女性の参画は極めて低調ということでありまして、男女共同参画社会基本法におきましては、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして政策等の立案及び決定への共同参画が掲げられております。

本町におきましても21世紀を切り開いていくためには多様な考え方を生かしていくことが求められており、女性の政策あるいは方針決定過程への参画の拡大が大変重要と考えております。

議員の言われます市区町村の課長担当職以上の職員の占める女性の割合につきましては、税務職、医療職、企業職等を除いたものではあります。議員がおっしゃった全国平均9.8%に対しまして、本町は7.7%と平均以下ということになっております。また、議員がおっしゃった政府は管理職など指導的地位にある女性の割合を2020年までに官民を通じて30%へ引き上げる目標も掲げており、政策や方針の意思決定に関与できる女性管理職をふやすことは大変重要と考えておりますので、能力本位、公正、公平、こうした点を十分把握した上で、能力と実績のある女性職員の積極的な登用に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、各種審議会におきます女性の就任状況であります。地方自治法第1

80条の5に基づくものとしましては、教育委員会あるいは選挙管理委員会など6委員会がありますが、委員総数36人のうち女性委員は4人ということで、その割合は11.1%となっております。また、地方自治法第202条の3に基づくものには介護認定審査会や、あるいは社会教育委員会など17の審議会がありますが、委員総数276人のうち女性委員は50人ということになっておりまして、割合としては18.1%となっております。

各種委員会及び審議会に占める女性の割合は、町村の全国平均ではありますが18.9%となっておりますので、それにはまだ届かない状況ではありますが近い数字が出ているんじゃないかなと思っております。

今後に関しましても、各種委員の登用に際しましては、一般公募制を導入したり、あるいは女性の登用をより積極的に推し進めるために今後も公募を行う審議会等の設置状況あるいは改選時期、委員の募集などにつきましては、随時ホームページ等に掲載しまして女性委員の登用に努めていきたいというふうに考えております。

また、男女共同参画を推進するに当たりましての家庭等におけるサポート体制ということですが、男女共同参画基本法では、男女共同参画社会の形成につきましても基本理念の一つに家庭生活における活動と他の活動の両立を掲げております。しかしながら、家庭におきます家事、育児、介護などの役割の多くは女性が担っているということでありまして、就業生活との両立が難しいのが現状であろうかと思っております。また、そういった労働に対する適正な評価がなされない場面もありますので、適正な評価をする社会の形成が求められているんじゃないかなと思っております。

男女がともに職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするためには、やはり固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自治会あるいは町内会等の地域組織の運営等にも男女ともに積極的に参加していただいて、そして男女共同による地域づくりを促進することが重要かと考えております。

今現在、家庭などへのサポートとしてできることといえば、広報あるいは有線テレビ、インターネットなどを利用して情報を発信することや、より身近であります地区の公民館で男女共同参画に関する事業の実施や、あるいは県の出前講座などを利用して各種事業を展開し参加を促しながら、家庭内での意識改革を図っていくことが大切だというふうに考えております。

ただ、地域に根づいています性別役割分担意識につきましても、一朝一夕では払拭できないと考えますので、今後、役場内におきましても横断的な連絡網を設けまして意識を統一しつつ、また来年度に組織します能登町男女共同参画推進審議会と共同して、さきに策定しております能登町男女共同参画プランを現状にそぐわないものは修正などを行いまして、関係者多数のご助言もいただきながらサポート体制を強化していきたいと考えておりますので、御理解いた

だきたいと思います。

議長（久田良平）

5 番 酒元法子君。

5 番（酒元法子）

いろいろ工夫をしていただいておりますことに感謝いたしながら、能登町で暮らす方々がジェンダー・バランスにとられることなく、お互いに助け合っ
て安心して安全に暮らせる社会の実現に向けて、どうぞご努力をいただきたい
と思います。

以上で私の質問は終わらせていただくんですが、これは告知はしてござい
ませんが、以前にも避難所、避難場所、道路、そういったことについて前回もお
話をさせていただきましたが、今回このような事態を目の当たりにいたします
と、早急にやはり考えるべきでないかという思いがいたしましてお話をさせて
いただくわけですが、地区、地区によってその表示は違うと思うん
です。私たちの場合は山でございますので、がけ崩れ等いろいろございます。あ
の速さでは全然通じないと思いますが、間に合わないかもわかりませんが、ふ
だんより周知徹底してもらうことで何とか一人でも助かる方がいたらいいな
という思いから、答弁はよろしいんですが、ぜひとも安全対策ということで事前
よりお願い、早急に皆様とご相談して作って表示をしていただきたいと思うん
です。

日本語ばかりでなく、英語にも書いていただきたいと思うんですね。避難場
所、避難道路。避難マップといいますか安心マップと申しますか。ぜひともこ
の機会でございますのでお願いいたします。

以上で。ちょっといいですか。すみません。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

実際、議員のおっしゃるとおりだと思いますので、能登町としましても、2
月の補正予算ではありましたが、避難所の看板等の整備に向けました予算もつ
けておりますので、早急に発注もしながらそういった避難看板の整備を進めて
まいりたいというふうに考えております。

5 番（酒元法子）

いろいろ予定以外のことを申し上げて大変申しわけございませんでした。ぜ
ひともよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

酒元君、指名してませんからね。手挙げてください。

5 番（酒元法子）

ありがとうございました。

議長（久田良平）

いやいや、答弁しますよ。どうぞ。

5 番（酒元法子）

いいです。

議長（久田良平）

5 番、酒元法子君。

5 番（酒元法子）

ありがとうございます。お願いします。

いいです。よろしいです。ありがとうございました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は11時10分からとしますので、よろしく願いいたします。

（午前11時00分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午前11時10分再開）

それでは次に、3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

それでは質問の前に、東北関東大震災に被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、先ほど町長も最初のあいさつにございましたが、流山市にも被害がなかったということもお聞きして安心をしております。そしてまた東海大学等の関係のものはどうなっておるのかなという懸念もしておるところ

でございます。

これとは別でございますが、2月の18日、先月の2月18日でございますが、松波地内の密集地に発生した住宅火災について一言申し上げたいというふうに思います。被災された家族の皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

私は6時少し前に現地に入ったわけでございますが、能登町消防団の混乱もなく整然と、また類焼もなくすばらしい消火活動がなされていたことについて、私は大変感激をいたしました。後で能登町消防団は全国表彰を受けられたということを聞いて、なるほどなというふうに思いました。田口消防団長初め、能登町消防団の皆さんに心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。おめでとうございました。今後とも町の安心、安全をどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして1番目から、地域活性化協議会の取り組みについてということで、23年度の当初予算に70万円という予算が盛り込んでございます。昨年12月17日、東海大学と地域活性化などの幅広い分野で協定を結ばれたということを聞きまして、大変私も興味を持ったところでございます。また大変期待もさせていただいておる一人でございます。

マスコミは同大学の海洋学部と能登高校の教育連携と、海洋学部、観光学部の日本海側の調査研究の拠点としたいというふうなことがマスコミで報じられております。町としてその後の取り組みについて、また今後のスケジュール等は、それから先行き期待するものは何かということ。その物事に対して具体的にお伺いしたいというふうに思います。町長、どうぞよろしくお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のおっしゃるとおり能登町と東海大学とは昨年12月に包括的な提携に関する協定を締結させていただきました。能登町地域活性化推進協議会には、その橋渡し役を担っていただきました。東海大学には海洋学部や観光学部も有する国内有数の総合大学でありますし、私としては今回の協定を大きなチャンスととらえて能登町の活性化につなげていきたいと考えております。

今後の具体的な取り組みに関しましては、これから双方で協議しながら検討していきたいと思っておりますが、私は大学と町が互いのことをもっとよく知り合うということが大切だと思っておりますし、理解し合うことも大切かなというふうに思っています。

まずは大学の先生方や学生の皆さんに能登町へ来ていただいて、そして能登町のことをいろいろ調査、勉強してもらうことが始まりだというふうに考えて

おります。その中で町民との交流も生まれるでありましょうし、また学生たちの研究テーマが見つかるかもしれません。また、大学が持っています幅広い情報や専門知識を活用しながら、能登町発展につながる住民向けのいろんな分野における専門的な講演会などの開催も計画していきたいというふうに考えております。

いずれにせよ、能登町にとっても東海大学にとってもお互いに有意義で有益となる交流をしていくことが将来にわたっても長続きするものと考えております。そうした活動を基盤にして、近い将来、大学の研究機関を町内に立地したいというようなお話になった際には、町内にあります空き校舎や、あるいは町が保有しております施設の一部を提供することも考えないといけないというふうに考えております。

そして、東海大学は全国各地にキャンパスを初め関連機関を多く有しておりますが、日本海側におきましてはそれがないということなので、そういった面でも能登町は日本海側における唯一の適地、拠点となることも考えられますので、町としてできることには積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

同協議会は、聞くところによりますとほかの大学との連携も模索していると聞いております。研究開発、それから文化、地域活性化交流というふうなものを柱に進めているというふうにお聞きしておりますが、町も協会との連携をますます密にされて、町に新しい風が吹くことを期待をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、町の活性化と魅力ある生活環境づくりということで質問をさせていただきたいと思います。

町の23年度の当初予算書には積極予算が組まれておるなというふうに私は感じているところでございます。能都中学校の改築等、また下水道事業の投資、大きなプランがあると思っております。町長の23年度における予算は積極姿勢かなというふうに私は感じておるところでございますが、町の産業は冷えに冷えしているというふうに感じております。特に小木松波線は交通量も少なくなりました。そして子供の声もまた少なくなり、寂しささえ感じておるところでございます。人口も2万人を割り込んだということで心配をしているところでございますが。

そこで私は昨年、当町で住宅新築が申請されたのは22件というふうなことを聞いております。それも地元の工務店が請負して施工されたのはわずか1件

だというふうな情報も聞いております。町を歩いてもほとんどつち音が聞こえません。そこで、町長に能登町の今感じられている景況判断を問います。

また、昨年12月議会で町営住宅の改修等が議題になりましたが、早速23年度の予算の中に計上されたということは大変私も有効かなというふうに感じております。公共工事には土木、また建築とございますが、建築工事は280種類から300種類の品物が動く聞いております。建築工事が地域経済に与える経済効果は私は大きなものがあるんじゃないかなというふうに感じております。

そこで私の提案、思いでございますが、景況回復とともに町のにぎわいを取り戻すために町営住宅建設に当たっては、従来の城野町あるいは例えば梅ノ木地内ではなく、それぞれの旧町内、宇出津、松波の町なかで建設すればと考えます。町なかでは、しもた屋、あるいは土地が歯が抜けたような状態であります。先ほども志幸議員がお話しになりましたが、空き家もかなり多くあるというふうなことも鑑みながら、この空き地を利用して町のにぎわいをつくり出せないか。入居者としても病院、役所、学校が、特に商店街、近くで大変便利ではないかなというふうに思います。住みついてきますと、住民の方々がそこにお住まいになりますと、隣近所が明るくなって元気が出るのではないかなというふうなことも考えております。

町なか再生計画ということで、もう一度町なかのにぎわいを取り戻すことができないか、お伺いをいたします。町長、よろしくお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、議員ご質問の能登町の景気判断といいますか景気動向といいますか、そういうことだと思いますが、日銀の金沢支店が3月9日に公表しました北陸地方の景気は、前回の10月報告の持ち直しの動きが弱まりつつあるという状況から脱しつつあるということで、8カ月ぶりに上方修正されております。

しかしながら能登町の景気につきましては、昨年実施しました国勢調査におきまして前回調査から約2,200人もの人口の減少もありましたし、また工業統計などの数値を見ましても事業所数並びに従業員数ともに減少傾向にあります。このようなことから、来年度予算につきましては町民税において納税義務者数及び法人税割額の減少を見込んだ予算編成といたしました。

こうしたことから、当町の景気というのはまだまだ引き続き厳しい状況にあるというふうに認識しております。

そこで、議員がおっしゃるように市街地におきます空洞化を防止して活性化をさせる手段として、公営住宅を町なかに建設してはどうかというようなご意

見だと思いますが、町では今現在、低所得者層から中所得者層向けの公営住宅を344戸管理しております。そのうち木造住宅につきましては建築年次が昭和40年代のものが多くあるということで、老朽化やバリアフリー化、あるいは居住環境の観点から、能登町住宅マスタープランに基づきまして建てかえや改修事業を現在推進しているところであります。

ご提案の市街地における空き地利用による公営住宅建設につきましては、市街地の空洞化に歯どめをかける一つの方法ではあるかと思いますが、町営住宅を点在させた場合の管理などを考慮すると、ある程度のまとまった敷地の確保が必要となるということで、なかなか難しい面もあろうかと思っております。また空き家の活用につきましては、町なかや集落内にあります空き家で賃貸または売買を希望される情報を提供しまして、先ほど申し上げましたUIターン者の受け皿や公営住宅等からの住みかえなどの定住促進に向けまして、能登町ふるさと空き家情報をホームページに掲載させていただいております。

そして、平成21年10月に能登町宅地建物取引業組合に管理を委託して以来、既に先ほど申し上げた11件の契約も成立しているということで、着実にその成果が上がっているというのが現状かなと思っております。

今後こうした民間同士の売買は増加していくものと思われるので、このようなことから市街地の活性化策としては民間の活力を生かしていくことが大切と考えており、行政としましては市街地の環境整備など町なかへの居住促進を図る事業についてサポートしてまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

なかなか民間の活力を利用して町の中を活性化していきたいと。そしてインフラ整備のところで町は協力していきたいというふうなことのような答弁だと思いますが、インフラ整備といいますが、私はちょっと感じておるんですが、例えば新町通りの現状は道路は大変立派になりました。だけど、しもた屋とか、それから空き店舗が多く見受けるなというふうに私も見ております。お答えの道路整備、公園整備だけでは全く現状と同じかなというふうに感じております。

今、新港埋立地の問題、また今、商店街の活性化の問題、問われていると思います。そのことも含めて考えてもらいたいなというふうに思います。

次に、民活を期待した構想ということで、7日の議案質疑にもございましたが、下水道水洗化率向上についてということで、一部お聞きしたいというふうなことです。

一部農村排水事業には90%以上の加入率があると聞いておりますが、ほかの事業には加入率はおしなべて50%前後ということで、課長以下、加入率向

上ということで努力されていると聞いておりますが、採算ラインは一体何％ぐらいが必要なのかなということをお聞きしたいと思います。

下水道事業は町としても大きな事業で、経費も大変多くかかっております。加入条件の緩和で町民の利用率を上げる必要があると私は考えております。農業集落排水の柳田地区の加入率は90％を超えていると聞きます。加入者負担が二、三万円だと、割安だったと、町としても考えるべき時が来ていると思いますが、いかがでしょう。

下水道事業接続工事は、加えて建築のもろもろの工事を連動して町も潤うと思いますが、町の活性化ということでお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長（久田良平）

上下水道課長 稲井穂積君。

上下水道課長（稲井穂積）

それでは、市議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

現在、公共下水道に関しては52.58％になってございます。また農業集落排水については、先ほど90％と言われましたけれども85.68％でございます。また漁業集落排水については若干低いわけなんですけれども48.39％。全体で62.49％の水洗化が進んでおる現状でございます。

その中で、先ほど負担金の軽減ということの質問もちょっとあったわけなんですけれども、今までに下水道の事業でございますけれども、やってきたことのご理解をいただき、今まで接続されました方々の平等性が欠けると考えられますので、今までのとおりの制度を図りまして水洗化の推進を図るのが最良だというふうに考えております。

それと、先ほど水洗化率の採算はとれるのは何％かという質問もあったわけなんですけれども、これについては平成19年度に一度、若干ですけれども水道料をアップさせていただいたときの試算でございますけれども、使用料によりまして維持管理費を賄う率でございますけれども約70％以上の接続が必要というふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解をお願いいたします。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

民活を引き出すという期待した構想ということで質問させていただいておりますが、下水道工事は先ほどもお話ししましたが、もろもろの建築の工事がついてくるなと思ひまして、町も大変潤うのかなというふうなことを思っており

ます。中でも非課税世帯が工事総額の50万円を超えると10万円補助がもらえるということで、これを課税世帯も含めた中での積極的な支援はできないか。課税世帯は生活規模も多少なりと大きいというふうに思います。上下水道の利用料もふえると思いますが、町の景気回復、町財政の健全化に大いに貢献すると思います。この点について問いたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（久田良平）

上下水道課長 稲井穂積君。

上下水道課長（稲井穂積）

それではお答えいたします。

先ほど言われました資金融資あっせんの額と、それから生活保護世帯、非課税世帯があるわけなんですけれども、生活保護世帯については50万円以内で、資金助成額は、生活保護世帯でございますけれども50万円以内としまして、どうも大変失礼いたしました。非課税世帯で工事費が50万以上で10万円の補助、それから工事費50万円未満の場合は工事費5分の1を乗じて掛けた分ですけれども金額が非課税世帯について資金融資あっせん額ということで助成金が出る方向でございます。

その中で、先ほど言われた非課税世帯の経費を上げてくれということだったかなというふうな質問だったかなと思います。その件については、今までもこのとおりやってきましたし、それから水洗化率も公共下水道、農業集落、漁業集落がございますけれども、徐々に右肩上がり、以前から見ますと上昇しておりますので、今はこの段階でやっていって水洗化率をできれば70%以上ぐらいのことを接続してもらうような今後またPR等で進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をお願いいたします。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。ちょっと注意しておきますけれども、通告内容に沿った質問をお願いいたします。

3番（市濱等）

はい、わかりました。

公平感も大切なのでございますが、一番今問われているのは生活密着型の支援ではないかなというふうに考えております。どうぞ町民が少しでも心が豊かになるような政策を実現されますことを思い描き、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

質問に先立ちまして、このたび東日本東北震災及び津波で多大な被害を受けた皆さんに心から哀悼の意を表します。また、これから今一生懸命ボランティア初め救出活動をされている皆さんのご厚意に対して感謝の、また敬意を表するものであります。

ただいまから、議長から発言の機会をいただきましたので一般質問に移らせていただきます。

哀悼の意を表して、私のほうからは公民館活動についての施策方針を問いたいと思います。

社会教育の中核設備である公民館において、だれしも自由に学習機会を選択して学ぶことができること、また、その学習、事業にかかわる情報が公開され、地域住民に周知されることが必要であります。

ただ、地域公民館については施設、設備らの老朽化に伴うハード面の地域格差が、また共通事業を初めとする公民館事業の参加者の低迷、活動内容の重複利用による利用基準の形骸化等の問題が生じています。必ずしもいつでもだれでもという生涯学習の理念が実現できている環境とはなっていないのが現状ではないでしょうか。

どの公民館もこれまで手軽に利用できるというイメージがなく、団体の利用回数や時間が不規則になりがちで、利用活動についての基準等の見直しを図り、今後それらをきちんと文書化し、町民に周知することが必要ではないでしょうか。

また、各小学校区に存在する地域公民館は地域のコミュニティとしてのその役割も大きく、大いにその地域で貢献されていることが大きいと思います。ただ、今日もここで町内会長さん、役員さん、皆さんが傍聴されておられると思いますが、ただ地域の現状を見ると、世代間もさることながら地域の自治意識の低下、地域内における人間関係の希薄化、自治体、子供会、それらの既存団体の加入率の低下、考え方も変わっておるので皆さんも大変苦勞しておられると思います。

その中において、地域力、地域の協力力の低下などにおいて活性ある地域の何か公民館として取り組むような財政的なフォローなどなど、教育長にその公民館の役割的なことをお聞きします。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの小路議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず町立の公民館につきましてですが、ご承知かと思いますが現在、館長、主事に置いている公民館は全部で15館ございます。各館とも館長、主事が趣向を凝らし、地域の人と連携をとりながら独自の事業展開を行っていると思っております。

しかしながら、確かに公民館事業に関する参加する町民の皆さんは少々固定化をしている傾向も見受けられておるかと思えます。地域の生涯学習振興を担う公民館に気軽に足を運んでいただけるためには、まず参加のしやすい環境をつくるのが公民館活動の充実が大事かと考えております。

また、地域にはいろいろな能力、知識をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。実際、公民館の講師として招き入れられている例もございます。そのような人材をうまく公民館の活動に協力していただくか、そのためには館長、主事、地域の方の連携、協力が不可欠で、館長や主事の意識の能力向上が必要かと思えます。

財政的なフォローということでございますが、各公民館は独自の活動を行っております。その活動の中でいろんな計画を出していただければ、教育委員会としてもその財政的な支援は惜しまないところでございます。

そして、公民館主事のレベルアップについてですが、主事が県が主催する研修会に参加させたり、また横断的な意見交換や研修会を開催することによって公民館主事のレベルアップを図り、公民館活動に反映していきたいと思っております。

また意識の向上につきましては、各公民館には公民館協力員及び運営支援委員会などの方々がいらっしゃいますので、その方々と協力しながら地元の方の積極的な参加を促しながらよりよい公民館運営を進めていきたいと思っております。

公民館は社会教育法に基づき市町村に設置され、住民のため、実生活に即した教育、学術文化に関する各種事業を行う施設でございます。公民館機能のより一層の充実を図り、公民館がその地区のためにできることを関係各位と模索しながら運営していきますので、各議員の皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長 田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えをします。

教育長が述べたとおりでございますが、地域における公民館の役割は学習支

援であることが主だと思っておりますし、今現在、能登町に15館あります。その15館の公民館それぞれに主事さん、館長さんが創意工夫をされて特色ある運営をしているものと思っておりますし、それぞれの地域で特色ある行事をするためには確かに財政的なことが必要かと思しますので、そういうふうなことを地域から上げていただきますと、こちらのほうで精査いたしまして対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

大変私の問いよりも数倍も思ったことより以上の答弁が出てきまして、本当にありがとうございます。

今、教育課長さんが言われるように、社会教育だけじゃなくて、公民館はこれからは地域のコミュニティというか地域のその辺までもリードするような形にいかばいいのかなと。そのためにはやっぱり地域、町内会からいろいろな人の連携というか、そういう観点でもう少し、うまく言えませんが簡単に言われるように、敷居の低いような形になればいいのかなと自分的には思っておりますので。

教育長につきましては、このたびまた教育委員に選任されて、これからの社会教育のほうをまた期待していますので。

それから、あとは町長にお尋ねします。

公民館機能の充実について。先ほども志幸議員からも言われたような庁舎の一本化という観点から、また、そのすそ野の部分で公民館を行政的な、効率的なサービスで何か考えがあるのかないのか。その辺から。

社会教育の中心的位置づけの公民館があるけれども、その公民館を地域に密着した行政窓口、高倉公民館のような、高倉出張所のような一体化が図れるものなのか。どういうことなのか、町長の、先の中の話なんですけれども、どういうふうに考えておられるのか、その見解をお聞きします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

公民館の役割とかそういうことに関しましては、今ほど教育長のほうから説明があったと思います。やはり公民館というのは、あくまでも地域活動の拠点ということであろうかと思しますので、そういった行政的な窓口を置くときに

はまた職員の配置等も必要かなと思いますので、なかなか難しい面が多々あるうかと思っておりますので、今のところは行政の窓口的な役割を公民館に課せるという考えは今のところはありません。

議長（久田良平）

4 番 小路政敏君。

4 番（小路政敏）

今のところはそういう考えだそうですが、能登町、広くて、広い中で行政的な窓口業務、簡単なという観点から、高倉の出張所があるような、それが全町的に広がればどういふものなんかなと思ったもので。ぜひとも庁舎一体化と、それから今のようなすそ野の部分のサービスの部分を一緒に考えながら進めていってください。

私の質問はこれで以上で終わりたいと思いますので。以上です。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後 1 時からといたします。

（午前 11 時 52 分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。

（午後 1 時 00 分再開）

それでは次に、12 番 宮田勝三君。

12 番（宮田勝三）

私のほうからもニュージーランドにおける地震、石川県からも犠牲者が出ました。日本人たくさんの方がお亡くなりになり、また行方不明者もまだおいでるわけでございますし、改めて今回の大地震に関して、被災された方、特に亡くなられた方々にお見舞い、そしてまた被災者の方々には心からご心痛をお察し申し上げたいと思います。できるならば私ども議会人としても何らかの手当てをできればなというふうにも考えております。

それでは、私のほうで通告してありました公有財産の運営管理についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

振り返ってみますと私も公有財産に関係することで二、三度、思いのほどを述べさせていただいたことがございます。

一つは学校に関係したことでございますけれども、北辰高校の最後の科目でしたかね、海洋科がございました。遠方から生徒さんがお見えになっていましたし、それ以前にも当然利用されていたと思うんですが、志水寮というのがありました。そのときに志水寮の中身が非常に寂しいものだとということで民間の方々から言われてお伺いをしたことがございます。そのときにまさしく親御さんとすれば、いささかもワンフロアの中で入ってみたときに薄い畳の上に布団が1枚ということで、今の被災者が体育館にお住まいをしているような雰囲気でした。そのときに私は、北辰高校の生徒募集にもつながるだろうから町有地を提供し県とご相談を申し上げ、交換条件も視野に入れながら北辰高校の近くに志水寮を設けることも大事ではないのかなと。そういうことを県の方々にご相談をするのも大事ではないかなということを申し上げたこともございます。

もう一つは、ここ数年、不景気という中で失業者が大変多うございます。そこで私はこんなことを皆さんにお訴えをしたことがございます。公有財産といえども小さなものからたくさん大きなものまであろうかと思いますが、特に埋立地の部分で水産科の生徒たちが見すばらしいところにもいて、そういう件も重ねながら、そしてまた企業の誘致ということで、たしかこんなふうにしたと思うんですが、我々の町に存在するような企業、それから商店街のような方々がドッキングしてしまうような、そういったものが来るのであれば非常に問題があろうかと思いますが、そういう痛みがない大手の企業が来るやもしれないということで、全国発信をして、もしそこで雇用が生まれるならば賃貸料もしばらくは我慢をしてあげるのもいいかもしれないし、売るにしてもそれなりの相手の希望に乗るのもいいかもしれない。そういうことを申し上げた、公有財産について。そしてまた雇用対策ということでお話をさせていただきました。

そこで、全協の中にも説明がございました。このたび案でございますが公有地の賃貸、売却を案として上がってきております。そこでまず、その点については後で少し触れさせていただきたいと思いますが、公有財産たくさんあろうかと思います。その中には行政財産と普通財産というのがあるのを教えられました。普通財産というのは一般的に土地であらうと。そういった物件に対して、22年度はもうしばらくで終わろうとしておりますけれども、22年度において公募されたものがあつたのかどうか。そしてまた売却されたものがあつたのかどうか。そういったことをまずお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは、宮田議員の質問にお答えをいたします。

平成２２年度の町有地の公募の関係、それから実績ということでございますが、まず売り払い可能な町有地につきましては、公募として広報やホームページに掲載しまして全国発信もいたしております。公募では一般や企業などの区分けはしておりませんので、どなたでも土地を購入できます。参考までに申し上げますが、平成２２年度の実績ですが、これは実際に普通財産の売却のほうですが４件、金額にして約４７０万円ほどございます。

議長（久田良平）

１２番 宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）

４件で４７０万円でございますね。わかりました。

それでは次に、例えば賃貸を申し出た方がおいでたとするならば、その期間の決定というものはどういう形で何年ほど。たしか二、三区切りがされておると思うんですが、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは、ご質問にお答えいたします。

賃貸の期間決定の基準ということでございますが、まず賃貸の期間の決定の基準ですが、これは能登町の財務規則１７０条の規定により運用をしております。その目的に応じまして最高３０年となっておりますが、更新も可能であります。

議長（久田良平）

１２番 宮田勝三君。

１２番（宮田勝三）

それでは期間は大体わかりました。

それでは、土地によっては、場所によっては、大きさによっては、目的によってはそれぞれ考えていかなきゃならないと思いますが、賃貸の算出の基礎というものはあろうかと思いますが、お教えを願いたいと思います。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは、賃貸料、貸付料となりますが、算出基礎ということでございますけれども、まず貸付料の算出基礎ですが、これは能登町の行政財産の使用料第6条の規定を準用して運用を行っているところでございます。これは行政財産の使用料となっているんですが、普通財産については使用料の算定基礎はございませんので、行政財産の使用料の条例を運用して実施をしております。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

行政財産の運用を使用しておるというんですが、もう少し細かく例を挙げて、こういった土地についてはこういうような金額をもとにして、こういう係数があってどうのこうのというのはあるかと思しますので、できれば教えていただきたいんですが。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

運用の内容ですね。これは中には、まず計算式のもとなるのは土地の評価額ですね。評価額に時価の倍率、それから使用の目的に応じて係数がございまして、その係数で計算を現在しておりますが、これはなるべく町のほうでも利用をしていただきたいというようなことで、近隣の市町の事例や経済状況を勘案して算定をするということもあると思います。

議長（久田良平）

宮田議員にお願いしておきます。一般質問は一問一答方式ですが、質問はできるだけまとめてお願いしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

事細かく聞き過ぎましたかもしれませんが、最後に1点だけ。最後といいますが、まだ質問あるんですが。

5年ごとに台帳価格を見直すとありますけれども、たしか条項の中に「5年ごとにその年の1月1日現在において適正な時価により評価し、台帳価格を改定するものとする」、「台帳価格を改定したときは、その所管に係る各課長に通

知するものとする」。今、財政課長は、今の担当の部署につきまして浅いんですが、そのような台帳というのは5年ごとにきちっと的確に行われているんじゃないか。

正直にお答えください。別に私はこれをあえてどうのこうの言うつもりはないんですが、なかなか大変な作業だと思いますので。引き継ぎのときにそういうものを見られておるんでしょうか。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

台帳価格の定めとその方法ということで、ご質問にお答えをいたします。

台帳価格の定めと方法についてですが、これは実は能登町の財務規則174条の規定により運用を行っているところでございますが、実は私も監理課長のほうに就任してからまだ1年たっておりませんが、足らずで、公有財産につきましての5年ごとの適正な時価により評価をして台帳価格を改定するというような内容は把握はしているんですが、実はその改定の時期が本年度なのか来年度なのか実は確認をしておりませんでした。まことに申しわけないですが。今後、その実態を再確認しまして台帳の作成に努力をしたいと思いますので、申しわけございませんがご了承願いたいと思います。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

でき得れば在任期間中に確立していただければありがたいのかなと。この節、大変厳しい時代ですので、個人の財産を管理するという思いの中で努力をしていただきたいなと思います。

それでは議長にもご忠告を受けましたので、最後にまとめて質問をさせていただきますが、少し長くなりますのでメモをとって町長にお答えを願いたいと思います。

実は商店街の方々、漁業関連の方々が大変にお騒ぎになっているのも当然肌で感じておられることと思いますが、新港の町有地であります案として上がっておりますし、それ以前にはある方の思いのほどが貸し付けということで上がってまいりました。私は最初に提出されて議会にお見せいただいた書類を見て、正直な話、なぜ急いだのかなと。もう少しある方から上がってきたものを題材にし、そういう話が聞こえてきているんだと。それでなおかつもう少し細かく私どもも検討しなきゃならないから、そのときには案として提出するから皆さ

んにもまたお見せしていただいてご理解を願いたいなという言葉があつてしかるべきだったのかなと思いますが、そんな段階で出てきまして、その話が町に広がりましていろいろなうわさが立っております。

そして最近になって案として上がってきておりますが、この案に基づいて私なりに考え方、同じなんです、どういう思いなのか、一つずつ今申し上げますので町長のほうからご答弁を願いたいと思います。

先ほど課長から公募もしましたという話もありました。しかしながら今回公募しようとする場所は、ある方からの申し入れがあつたがゆえに、そしてまた規模が大きいゆえに、目的が目的としてきちとなされているために議会に提出されたのかなと思います。議会に提出したということは、それなりに皆さんの賛同を得て進めたいのだろうと。だから提出したのであろうと。公募はしたけれども議会には諮ってないもの。諮るというよりもお見せしたものはないわけですから、今回の見せていただいたということはそれなりに皆さんのご意見も参考にしたいなという思いで出されたんだと思いますが、この案に基づいてお伺いをしますが、商業地、準公用地、水産関連用地とございます。この3つの用地それぞれの目的がきちこの公募の中で、例えば準公用地ならばその目的はあると思いますし、水産関連用地はその目的としてきちとしたものがあると思いますが、このままで公募をかけたときに、その思いのほどが達せられるのかどうか。そしてまた、ちまたで騒いでおりますそれぞれの各種団体の方々の気持ちがおさまるのかどうか。そしてまた、ここに書いてあります貸し付けの期間は10年以上30年以内。これも案ですからもう少し丁寧に出すのかもしれませんが、私のほうからも申し上げたいんですが、公募に応じてきた方々が20年お願いしますとおっしゃったときに、その20年に適合するのかどうか。その施設の内容によっては。そういうことも考えたときに、もう少し丁寧に賃貸の期間に関してはこれこれしかじかの場合はどうだということを明記すべきではないのかな、そういうことも考えるわけでございます。

そしてまた、町でいろんな声が聞こえているのはもう皆さんご存じだと思いますが、常々行政というのは出たところ、出たところのごあいさつの中で行政は町民に安全と安心を与えるべく仕事をするのだとおっしゃっております。これは当然だと思います。安心というのは、今回の地震のような大津波が来ても避難場所が確立されておるとか、いろんなそういう生命の安心も安全もありましょうし、それから心の中の本当の日常茶飯事の自分の活動の中でゆとりを持たせてあげる、変な思いを起こさせない安心を与えるのも安心かと思います。

今現況下では、どうしても特に水産管理用地なんかは非常に安心が与えられていないのではないのか。そのあたりの骨身を惜しまない努力がなされて、きちとした形で公募をなさるならばそれは大変結構なことでございますので、そういうご努力が今なされておるのかなと。

そういうことを含めて、お答えを願えればなと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回、新港の件に関しまして、議員の皆様以案という形でお示しさせていただきましたけれども、これは別に慌てて取り組んだというわけでも決してありませんし、二十数年間にわたって空き地のままで利用していなかったということで、常にあそこの利活用に関しては議員が前にもおっしゃったようにそういった企業によっては無償貸与というような話もありましたし、あるいは学校が出てきたいというときも無償貸与とかいう話もありました。それがすべて消えたということで、今回新たな計画が持ち上がったということで、今回改めて公募という形にさせていただいたというふうに思っていますので。

ただ、それが例えば住民の皆さんの安心のために自治体はあるというのはおっしゃるとおりなんです、それが例えば2万人の人口100%安心できるかといえ、なかなかそれは難しいのかなと。我々としてはできるだけ100%に近づける努力は惜しみませんが、すべての方が安心というのは非常に難しい数字じゃないかなというふうには考えております。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

特に水産関連用地とうたってあるものについて、それは確かに長年、遊休といますか休んでおります。この名称と全く関係のない応募があつて、この案に沿うような形で相手方がお願いしますといったときに、賃貸を結ぶおつもりですか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

この案に関しましてご説明申し上げたときに、1番、2番、3番というふうな場所を明記させていただきました。1番が商業用地ということで、2番が準公共用地、3番が水産関連用地ということで説明させていただきました。あくまでもそれに沿った目的の方に賃貸あるいは売買するということでご理解いただければというふうに思います。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

同じことを言いますが、関連用地、水産関連用地、特になんですが、漁協さんもいろいろと考えておられるようですし、皆さんと審議したということも聞いておりますが、どの程度審議されたのかはそれは定かではありませんが、少なくとも町外へ出たときに、能登町はどんな町ですか。第1次産業、漁業の町ですというふうなうたい文句でございますので、特に水産関連用地については漁業関係者と膝を交えた話を持っていたいて、わだかまりのない形を持っていたくということを願っておきたいと思ひますし、もう一つ、私のほうから、お答えは要りませんが公募の案として、応募の方法の中に幾つか項目がありますけれども、非常に短期間の公募の予定をされておりますので、他者がこれから新規にこの公募を見たときに、応募しようという方々が非常に短期間のうちに製作しにくいというか、つくり上げることの難しい項目もありますので、そのあたりはもう少し猶予期間を持ってあげるべきではないのかなという思ひもでございますので、胸にとめていただければありがたいのかなと思ひます。

そういうことで、この土地の公募に関しては再度申し上げますが、商店街や漁業関連者の方ときちっとお話をつけて、いい形で持っていけるようにご審議をしていただきたいということを申し上げて、次の質問にさせていただきます。

今年の能登町にあります青翔高校、北辰高校の卒業式と閉校式がございました。私も青翔の前身であります柳田農高のどうかこうにか卒業した一人で母校でございますので、そちらのほうを選択させていただいて参加をさせていただきました。余り泣いたことがないんですが、最後の閉校式のセレモニーの中に校長先生が県教委に校旗を渡すその一瞬、私だけではなかったと思ひます。涙腺が緩んだ方がここにもおいでます。いささか寂しいものを感じました。それは北辰高校、前身の宇出津高校や石川水産、そういうところを卒業された、そしてまた出席された方も同感ではなかったのかなと思ひます。

そこで、すこぶる早いといひますか気の早い話をさせていただきますけれども、質問をさせていただきますけれども、本当は県関係の学校でございますので町長の思ひを聞かせていただこうかなとは思ひていたんですが、今、町の小中の統廃合の問題を抱えております教育という立場につかさどっております教育長にお伺いをしたいわけですが、恐らくや少子化現象の中で第3次の編成が来るという思ひの中で日々過ごしていかなくやならないのかなと思ひます。

今までの校名でいえば5つも6つも校名が消えていったわけなんですが、そういう寂しい思ひを地元で味わうのか。それとも努力次第では能登高校ぐらいは存続させることができるかどうか。それはできます、できません、そういう

答えは申し上げられないと思いますけれども、今ここで申される範囲の中で教育長の思いを聞かせていただければありがたいのかなと思います。

子供が通学している姿を見たときのほのぼのしたもの、町に対する経済的なもの、経済の中にも能登高校がよもやなくなった場合に遠隔地へ子供さんを通学させることになれば、家庭に与える経済の負担も大きくなるかと思えますし、そんなことで能登高校の存続は不可欠だと思うんです。

そういったことを考えたときに、教育長の思いのほどをここで少しばかりお話を聞かせていただいて、存続、永続に向けての心構え等々を聞かせていただければありがたいのかなと思っておりますので、教育長、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

宮田議員の第3次編成に向けてということなんですが、県のほうではまだ第3という言葉はどこにも出てきていませんので、結論から言いますけれども今は県はそういうことを考えはないということ。結論から先に申し上げます。

それでは順次、県の行動的なものをまず説明していきたいと思えます。石川県の高等学校再編成整備の経緯としてから、まずそこから説明させていただきます。

石川県の教育委員会では、学習活動や生徒会活動、部活動において一定規模の集団で石川県の次代を担うたくましい力をはぐくむことができる高等学校づくりを進めるために、平成12年から高等学校再編成を進めてきております。その結果、いわゆるこの第1次編成では、先ほど議員が申されたとおり能都北辰高校及び能登青翔高校が誕生しております。また、平成18年5月に学力向上教育改革推進会議が設置され、時代や社会の変化に適切に対応するとともに、石川県高等学校の教育水準維持向上と一層の活性化を諮るための県立高等学校の活性化に関する提言がまとまり、県立高等学校の活性化推進計画が平成19年10月15日に策定されております。これがいわゆる第2次編成に当たりまして、皆様方をご承知のとおり平成22年度末をもちまして能都北辰高等学校及び能登青翔高等学校の閉校に至っております。

町といたしましては、平成21年度より能登高校に対する支援事業を行っており、平成21年度には1,059万3,000円、それから今年度、22年度は8,700万の予定で予算化、そして平成23年度の予算予定としましては1,200万円余りを計上させていただいております。

そして、その平成23年度の主な内容でございますが、生徒1人に2万円を補助する。それは制服購入支援ということでございます。それから通学定期券

購入費の2割を助成する、いわゆる通学費支援。そしてクラブ活動活性化への支援するということで、クラブ活動の支援をしております。そのほか、また貸し切りバスを運行し通学時間等の利便性を図るということで通学支援も行う予定にしております。支援には総額、先ほど言いましたが1,200万余りを計画していますので、来年度予算でございますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、議員ご指摘の第3次編成に関しましては、先ほど言ひましたが県では予定が今のところないということなんです、昨年度の能登高校の1クラス減ということで、能登高校のクラスが1つ減らされております。そのときに、これは私もちょっと一大事だと思ひまして、昨年より数回、県教委のほうへ行ってまいりまして、能登高校存続に関してのお願いをしているところでございます。

それの主な内容でございますが、能登高校が特色ある高校として生徒同士が互いに切磋琢磨できる教育環境を確保できるように、また時代の進展や社会情勢の変化に適切に対応し、生徒一人一人の能力、適性、進路希望等に応じた選択肢を持ち、自立した社会人として生きることができる力をはぐくむ能登町の高校として、側面からも積極的にハード、ソフト両面について能登高校支援事業を継続展開していく所存でございます。

議員各位におかれましても、どうかご協力、ご支援をいたひで、能登高校の存続にお力を貸していただきたいと思ひます。

すみません。22年度の予定の予算、870万の予定でございます。失礼しました。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

まことに答弁しにくいことをお聞きしまして大変申しわけございませんでしたが、まだ3次のお話も出ていないときにこれもいかげなと思ひましたけれども、生徒がいなくなれば当然、私どもの学校というよりも奥能登全体、石川県全体のレベルの中で3次も来てもおかしくないときが来るのかなという思ひの中で聞かせていただきました。

教育長に大変苦しい答弁をいただいたんですが、町長、最後に。教育長と二人三脚で能登町のために、能登町民のためにいい案を持って、そういったときが来たときに即座に対応できるような妙案を持ちながら、私どもも微力ながら協力をしたいと思ひますので、どうか永久的にこの学校が存続できるようなことを常々思ひはせていただければありがたいのかなということを願ひまして、終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は13時45分といたします。

（午後1時35分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。

（午後1時45分再開）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

区長会の皆さん、朝早くから本当に熱心に傍聴いただきまして感謝申し上げます。不肖、私で最後でございますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

さて、このたびの未曾有の大地震によりまして命を奪われたたくさんの方々、そして大勢の皆様が罹災、被災されましたことにつきまして心からお悔やみと、そしてお見舞いを申し上げたい。さらに、たくさんの皆さんがまだ行方不明でございますが、一日も一刻も早く救出されますことを心から願うものでございます。

では、私から通告に基づきまして質問をさせていただきます。

先ほど宮田議員からも一部質問がございましたが、私のほうはもっとちょっと踏み込みまして、宇出津新港の遊休地の貸し付けの問題につきまして町長にただしたいと思います。

6,570坪という広大な町の土地を長期間貸し付けるに当たりまして、これを告知、公募もしない、しかも又貸しをしてもいいというふうなことが当初ございました。今もそうかもしれません。私は非常に疑問に思っておるのは、こういう大きな問題になってくるであろうと思われる議案につきまして、議案とは言いませんね。この件につきまして、議会の議決が要しないんだということがまず信じられない。特に借りた土地につきまして又貸しをして利益を得てもいいということを法的根拠は一体何に基づいておるのか。また、いかなる事例、慣例によっていることなのかをまずお示しをいただきたいと、こう思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、議員ご質問の1点目のこういった貸し付ける際の議会の議決、告知などの必要性ということなのですが、地方自治法第96条第1項第6号及び第8号には該当しないということで、議会の議決を要しないこととなっておりますが、今回のような規模等が大きいような事案が生じた場合には、やはり議会に報告してご理解もいただくよう今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

また、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」というふうに地方自治法238条5では規定されております。そして、町が所有します普通財産の貸し付けは行政の許可行為ではなく法律上の契約行為に当たるため、転貸や利益を得ることについての制限をする法令はございません。主な根拠法令としては民法あるいは借地借家法であるというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

同じ土地の貸し付けとか、あるいは土地を売却する場合、普通財産とおっしゃっているわけですが、小規模のもの。町道をつくって、別のところにつくって、こちら側は町道廃止したとか、こういうところの余った土地を貸してくれとか譲ってくれとか、どこかと交換してくれとか、こういうことはおっしゃるとおり町長もしくは担当課の、町長の権限でできると思います。ただし今回のような膨大な土地になりますね。6,500。そしてこれが大変に大きな影響を及ぼしていくと。地域の商業環境、それからいろんなさまざまな影響を及ぼしていくというふうなことを想定したときに、やはり議決を要しないということ自体が間違っているのではないかなと。町の条例そのものに不備があるのではないかなと、こう思わざるを得ないんですね。

例えば同じ貸す貸さないということについて言えば、公の施設を指定管理にする場合、例えば植物公園等の、そのほかいろいろたくさんあります。そういう場合に、やはり議会の議決を要しております。それは事実上は施設を貸していることになるわけです。そして利益を得ていく。こういう行為に対してそれは議会で議決をして決定していくと。それから金額的に言えば、入札行為の場合でも5,000万を超える場合に限りこれは議会の議決を要すると、こうありますね。こういうふうに金額で規定している場合。それから指定管理のような又貸しとは言いませんが施設を使って利益を得ていくような行為に対して議

会の議決が要る、みんなの賛同が要るということなのですが。

今回の場合でも指定管理の公の施設を使うということには変わりがないのではないかなと。そして、そこで営業行為が行われるわけですね。単なる駐車場にしておくというのとはちょっとわけが違います。そこで明らかに営業行為が行われて、そして利益を得ていくということがはっきりしている。

こういう場合において議決が要らないということは、町長独断で決定できるという意味なんです。そうしますと、うがった見方をしますと、どこかで町長さんひとつ今度あの土地貸してくださいよと言われて、わかったわかったと。これで決定していくような話になってしまうんですね。そんなことはないと思いますけれども、そう思われてもしようがない。

そういうことで、やはりこれはきちっとした監視、透明感を持って。議会で議決するというのは、いわゆる透明感を持たせるという意味ですね。そういう透明感を持ったやり方をしていただかないと、やはり町民の中にあらぬ疑惑を呼んでしまうのではないかなと、こう思います。

町長、いかがでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど議員のおっしゃった例えば指定管理に出している施設といいますか、そういうものはすべて行政財産ということで、議会の議決が必要となってきます。今回の新港の土地に関しましても、貸し付ける場合じゃなくて、もし分譲する場合、買っていただく場合には当然、地方自治法の8号に抵触するわけですから議会の議決が要るということで、あくまでも地方自治法という法律に定めてあることなので、我々はそれに従っていただけというふうに思っております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

法律に従っていくのみであると、こうおっしゃっているわけですが、法律といっても私は常識を超えるものではないと、こう思っておりますので、今回貸し付けする資産というものは5億円近くのお金になりますね。これは皆さん、執行者側が計算した価格です。1の価格4億9,435万7,500円の値打ちを持っている。資産価値がそれだけある。私、計算したのではないんですよ。町長の側で計算された。4億9,000万、約5億の資産価値がある。

そうしますと、これ単なる普通財産と簡単におっしゃって、いかにも矮小化しようとしておりますが、5億の資産を「はいわかったよ」「どうぞ」と、こういう感じだとすると問題があるんじゃないか、こう言わざるを得ないわけですね。

そして、もちろんさっき言いました単なるそこに何か遊びのために使うとか駐車場目的で使うとか、そういう程度のものであればまだしも、そこに建物が建てられていくわけですから。しかも長期、30年になんなんとする年数まで可能であると。こうなってきますと、これは半分借りもらいではないかというくらいに疑惑をまた持つぐらいのことになってきますので、そんなたやすい法律に書いて明記してないからいいんだということは、法律の裏をくぐっているような話ですので、それではまずい。やはり地方自治法に不備がある点につきましては条例でそれをカバーしていく、こういう姿勢がなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思います。

そしてもう一つ、公募の問題ですね。最初、私どもに提示されたものには公募はない。公募はなかったんですね。しかもびっくりするほど安い値であったと。こういうことから、いやこれはちょっとという話になってきて、次に2回目に出てきた案ですね。これは一応体裁は整っておるみたいですね。公募もすると。それから貸付料も固定資産税相当額ぐらいに上がっています。これを見ただけでも先のものがいかにいいかげんだったかと私は思うんですが、どうしてああいういいかげんなものが議会に出たんでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

最初に全協の席でお示ししたのは、あくまでもああいう申請、申し込みがあったということだけで報告させていただきました。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまの宇出津新港の貸し付けにつきましては、今窓口を監理課に置いておりますが、その以前に申し出者の関係のコンサルタントさんが建設課あるいはいろんな課にまたげて事前に調べておいでました。その時点でどこか1カ所窓口を絞っていただければという希望もございましたので、その時点では計画の内容等がわかりませんでした。貸し付けで希望されておるのか、売買で希望されておるのかつかむことができませんでしたので、一応私のほうでそういっ

た希望の内容の概略を聞き取りまして、それで皆さんのほうに申し出の希望されている内容の概要をそのままお示しいたしまして、今現状、町のほうにこういう貸し付けの申し込みがありましたと。その後に私、全協の後に、今後これに基づきまして町の案をいろいろ検討した中で、相手先に回答をさせてほしいという旨も補足的に説明をしたと思います。

ですから最初にお示しした資料は、町の案ではございませんで、それが申込者の希望概要であるということでありまして、先日1日の全協でお示しした内容については、町がこの新港の普通財産である遊休地を貸し付けあるいは売却をするという前提である基準をお示ししたものが今ほど議員さんのお手元にある資料かと思われますので、今までの経緯で説明させていただきましたことの概要は、そういった内容でございます。

それと自治法と条例の問題を議員ご指摘されましたが、基本的には私どもは地方自治法をもとにして条例を制定しておりますので、地方自治法が完璧に整備されておらん部分を条例で制定するということとはできないと考えております。

そういったことで、今までの説明に補足ということで説明をさせていただきます。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

何やかんやと言いわけをされておりますけれども、全員協議会の席上、これは公式の場なんですね。議会の本会議に準ずる場所であります。そこへ一部じゃなくて全体にこれは配られたものですね。これは黙っているとこのまま行きますよという話でしたね。課長。

この2月中に締結をしたいんだというようなことも言われました。黙っておればこのまま通るような案。執行者は町長でありますね。物事の議会議決案を出すのは。だれかがこういう案で来ましたよといってみんなに渡すんですか、普通。そんなことするわけがないでしょう。案が来た。申し込みが来た。それを皆さんが検討して、一応案にまとめて議会のもとに、議員のもとにこれを示すということでなければ信用できません。何か配られてきたものを全部だれかの案だったりして、一体どうなるのかなと。そんないいかげんな、あやふやな出し方を議会に対してしてもらっちゃ、これはやっぱり困りますよ。

だから一たんこうやって提出したものは、やはり我々としてはこれは公式な文書であると、こうみなすわけで。これじゃ非常に都合悪いと批判が噴出してきた。事実でございますね。とてつもない安い値で、とてつもない。目的は駐車場及び賃貸建物用地（店舗希望等未定）。未定ですね。こういうものが出回ってきた。これはびっくりしますわ。わからないけれども貸してくれという話。

それを真に受けて、議会の皆さん、こういうわからないけれども貸してくれというものが来ましたので見てくださいと。はいそうですか、どうぞと。こういうわけにいかんでしょう、これは。だれが考えても。

銀行行って、興能信用金庫でも北國銀行でも行って、何か建てたいんだけど、何かしたいんだけど金貸してもらえんですか、どんだけでもいいですから貸してくださいみたいな話です。だれも貸さないです。貸したらおかしい。そういうことですね。だから非常にこういうとんちんかんな話になりました。

それで急遽、買い取り、買い受け希望者募集要項というものが案として急に上がってきたわけですね。一応分譲価格、年貸付料もふやしました。固定資産税相当額まで持ってきました。これの3分の1の値段だったんですね、当初は。そして今度は募集期間。3月22日から募集を始めて4月18日。27日間。この間に申し込みがなかったら今の人で決めますよと、こういう意味ですね。何ですか、この27日。4月18日に何があるんですか。こんなに急に急いでだれが応募できますか。驚きましたね、これも。ちょっと世間の人に言わせると出来レースじゃないかと、こう言う人も口の悪い人はそう言いますね。

これどうなんでしょう。なぜ4月18日なんですか。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

先日その資料を提示した折の説明の中にも説明させていただきましたが、その計画書を出していただいた後で、また庁内において審査会をやるということで、4月中にその審査会を進めたいという思いで締め切り日を決定いたしました。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

先ほど宮田議員のほうから何で急ぐんだと、こういう話がありました。町長は急いでおりませんとお答えになりましたが、これは急いでいますね。どう見ても私は急いでいるというふうに言わざるを得ない。

それはともかく、今の宇出津新港の進出しようというのは、ディベロッパー式のいわゆる開発業者がいろんなお店を立ち上げていって、そしてそこにテナントを入れて家賃収入を得ていく、こういうことなんですね。このディベロッパーというのは非常に私から言わせると一見にぎやかに見えるんですけども、

非常に無責任な仕組みでありまして、和歌山県の海南市というところがござい
ますが、ここにイオンが進出したしました。そのために商店街は軒並み、ばた
ばたばたばた閉鎖して倒れていきますね。そしてひとりイオンだけが繁盛して
残りました。

一見それでいいんだという人もおるかもしれませんが、問題はこのイオンが
3年で退却していくんですね。撤退する。あとは何が残るか。大変な事態です。
住民は今度逆に不便さだけが残ってくる。商店街はとつとつにシャッター街通り。
郊外型のショッピングしかない。だんだんだんだん年を召した方がふえて、そ
して乳母車を押しながら買い物しなきゃならん人がどんどんふえてくる。そう
いうことで不便さだけが残った。何も残らない。こういうディベロッパー方式、
ディベロッパーによるショッピングというのは、私から言わせると底引き網漁
船みたいもんですね。本当に。ここに魚がおると思ったらわーっととり尽くす
までとって、えーっと行ってしまう。次のところへ行ってまたやる。いいんで
す。やっている人はいいですね。ところが何にも根こそぎ持っていかれてしま
う地域の漁民等は大変な目に遭うというようなことと似ているわけです。だか
ら慎重にこれは構えなきゃいけないんじゃないかなということを言っているわ
けです。

それともう一つ問題なのは、今、宇出津商店街、ここは1期工事が終わしま
した。次、第2期工事が現在始まっております。橋を架け替えながら第2期工
事が始まる。

そして同時に駅前部分ですね。これは再開発といいますか、大きくここにも
開発を行って、そして病院を中心にしながら駅前、そして商店街、中央商店
街と連動するまちづくりをしようということでこれは始まった事業でございま
すが、それと今の新港の開発、商業ゾーンの開発、これどういうふうに整合性
を考えていらっしゃるのか。町長、まちづくりの観点からお伺いしておきたい
と思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今進めております新町通り線の街路整備、あるいは宇出津港の整備というこ
とであります。それも含めて新港にそういったお店が出てきたときに商店街
といろんなイベントで協力しながら、あるいは連携をとりながら共存共栄して
いくのがベストかなというふうに思っております。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

イベントしながら共存共栄できれば、こんないいことはないというふうに思いますが、今申し上げましたように残念ながら競合。切磋琢磨とか共存共栄できるはずがないんです。現実には、できないんです。しかも片方には、新港のほうには町が土地を貸す。この貸すという行為も非常に問題が私はあると思っています。

あそこはみんな買っているんですよ。高い金を出して皆さんお買い求めになって商売をしているわけですね。みんなそうです。その高い金を出して商売をしていらっしゃる方と、それからそこに借りて、固定資産税相当額だけ払って、銀行借金もしなくていい、金利も払わなくてもいい、そういうことで固定資産税だけ払っておれば商売できるということの、一方ではそういうことになるんですが、この平等性の問題ですね。先の人の負担、負担をしながら頑張っている人たちと、それからそうじゃない固定資産税だけ払えば済んで商売がぬくぬくとできるという人と、この平等性の問題、いかなることになりますか。お伺いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在、新港のほうを買っていただいた皆様には感謝申し上げたいと思っています。しかしながら、やはり二十数年間、遊休地という形で草の生え放題の土地をこのまま遊ばせておくというのも町にとっては非常な損失だというふうに考えます。ですから貸し付けてでもあそこの有効活用をしていただければというふうには思っております。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

今、数十年遊ばせたとおっしゃって、何か活用してほしいと、こういうことなんです、6,500坪、それからその近辺を集めると約1万坪規模の大きな商業環境用地ですね。これは町を一変させるだけの大きなことが起きる。いわゆるさっきのイオン等が入ってこれるような規模の坪数がありますね。最低1万坪で入ってきます。1万坪、2万坪という規模で入ってきます。そして根こそぎ持っていつてしまう、こういうことなんです、それほど大きな広大な土地。

これは私、問題なのは、町長がしっかりとしたビジョンを持ってこれを考えなきゃいけないんですね。責任を持って取り組まなければいけないまちづくりの根幹にかかわる問題だと思うんです。しなきゃいけない。ところが町長は身を引いて、一事業者に、一事業者です。民間の事業者に、あなたやってください、お任せしますと、こういう形でこれは貸すわけですね。そうすると行政の責任、町長としてこの町をどうしようか、どういうまちづくりをしようかと一番大事な問題を放棄するんじゃないかと。町としての責任はどうなるんだということをお伺いしておきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の議員おっしゃられるような大型のショッピングセンターがこちらに来てくれることは、まずないと思っております。それほどの消費能力は能登町近辺にはないからだというふうに判断します。そういった例えば仮に大型店の進出がありますと、決してマイナス要素だけではなくて、能登町外からも集客が期待できますし、その客足を商店街のほうに向けるような対策もとっていけばいいのかなというふうに思っています。

また、行政や商工会、そして商店街、漁協や農協などと連携を強めまして、地元商店街の振興や影響、消費者である町民全体のことを総合的に考えまして能登町の発展と活性化に取り組むことが行政の責任であるというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

今、近隣からもお客さんがたくさん来ると。その来たお客さんを少し商店街のほうも振り分けるようにしたいと。非常にそういうお気持ちはありがたいことなんですが、具体的にこういうふうにしてそっちのほうへ流れていくんだということをちゃんと示した上で、具体性を持って商店街に対してはやはり説得をしていかないと、ただそうしたいと言ったってお気持ちはありがたいけれどもできるんですかという話になってしまいます。非常におっしゃることはいいんですが。

そういうふうなことで、ちゃんと地元の商業者。宇出津だけじゃありません。鶴川、それから柳田、小木、松波とあるわけです。何百という商店、小さなお店がそれぞれ顧客を持ちながら、地域の便利さを保つために、いろんな意味で

生活をして支えたり支え合ったりしてやっていらっしゃるわけで、それを全部根こそぎこっちへ来ればにぎやかになるんだぞみたいなやり方は、左手をちぎって右手へくっつけるようなやり方は私は行政のする仕事ではないと。

もしどうしてもしなきゃならんのなら、その旨きちっと説明をして。説明責任というのはあるわけですから。私は関係ない、あの人に全部任せた。これではやっぱりまずいので、ひとつそういう説得、話し合いを持ちながらやっていただきたいなということを強くお願いをしておきます。

それから漁業問題についても同じでございまして、次に出てきたこの案の中に1、2、3と番号振って、商業用地だけじゃちょっと具合が悪いということで2、3も水産関連用地も準公共用地もひっくるめて、おい貸すぞと、こうなってきた。そうすると漁業関係者もお怒りになる。一言も相談なく何ですかと。おれはあそこに夢を描いておったんだと。こういうことをしたい、ああいうことをしたいという思いもあったんだと。一言も相談もなく説明もなく、売りに出すんかいや、だれに貸すんやと。こういう不信感があわせて起きてきたわけですね。無理やり、つけ焼き刃みたいにして出してくるものでこういうことになる。

いずれにしても漁協、商工会等にもよく説明されて、みんな町民ですから納得のいくように合意をしながら持って行っていただきたい。

議会が議決する権利がないのなら、ないとおっしゃるのなら、ちゃんと住民である当事者、商工会、商業関係者、そして漁協関係者、ちゃんとお話し合いを持って納得した形で行うのがやはり町長として説明責任を果たすということであると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

よろしいですか。

15番（鶴野幸一郎）

町長。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

若干お話しさせていただきますと、やはり小売店には小売店のよさというものがあるかと思っております。例えばアフターサービスが必要となる業種もあるでしょうし、また鮮度が求められる業種もありますし、そしてまた小売店であればこそそのサービス提供ができるようなお店もありますし、やはり地元商店街の方が一丸となって集客を図っていただければと思っております。

少しお話しさせていただきますと、奥能登2市2町におきます人口1人当たりの年間消費販売額を比較してみますと、穴水町が1人当たりの年間消費額が133万8,000円、そして珠洲市が95万円、輪島市が84万6,000円、そして能登町では82万円となっております。このことは大型複合商業施設があることによる差であろうと思われますし、奥能登における商圈の中心は穴水ということになっております。穴水町以外の周辺市町の住民による消費が多くあるためだと思っております。

地元商店街の事業活動の機会を保つことと消費者の選択、利益に配慮すること、あるいは地域における雇用の場の維持、創出など総合的、客観的な識見を持って今後も推し進めたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

どうか能登町はまちづくりに商業環境ももちろん大切かもしれませんが、観光ということも漁業を中心にした、魚を中心にした観光ということも大事でありまして、それをやはり中心にしながら外からお金を入れていただく。これはやはり基本中の基本であるというふうに思っております。

ただ、お買い物だけではなくて、地域の大型ショッピングはぐるぐるぐるぐる動いて歩く、そういうことだけじゃなくて、やはり基本は観光あるいは漁業、こういう一番根幹になるところがしっかりしていきますと全部町の所得、町の商業も全部発展していくわけですので、そこら辺、間違えないように、ひとつ順序を間違えないようにお願いして、終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（久田良平）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで追加日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。

（午後2時27分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後 2 時 2 9 分再開)

お諮りします。一般質問が本日で全部終了したので、あす 3 月 1 5 日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久田良平)

異議なしと認めます。よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 (休会決議)

議長(久田良平)

追加日程第 1 休会決議を議題とします。

お諮りします。

あす 3 月 1 5 日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久田良平)

異議なしと認めます。

したがって、あす 3 月 1 5 日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、3 月 1 8 日午後 1 時 3 0 分から本議場で開会いたします。

散 会

議長(久田良平)

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 3 0 分)

開議(午後 1 時 3 0 分)

開 議

議長(久田良平)

ただいまの出席議員数は、1 8 人で、定足数に達しておりますので、これか

ら本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ会議時間を延長しておきます。

ご報告いたします。3月14日、議員からお預かりした東北地方太平洋沖地震で被災された方々への義援金は、翌15日に日本赤十字社を通じて送らせていただきました。被災された方々に改めて心よりお見舞い申し上げますとともに、まだ安否の確認がとれない方々の無事をお祈り申し上げます。

ここで亡くなられた方々に対し黙祷したいと思います。全員ご起立をお願いします。黙祷。

ご着席ください。

委 員 長 報 告

議長（久田良平）

それでは日程に入ります。

日程第1 議案第5号「平成23年度能登町一般会計予算」から、日程第20 議案第24号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算」までの20件、及び、日程第21 議案第25号「能登町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について」から日程第39 議案第43号「奥能登広域圏事務組合の規約の変更について」までの19件、並びに日程第40 請願第1号「大平地区上水道設備設置の件」併せて40件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君。

総務常任委員長（向峠茂人）

総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第5号 平成23年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出

議案第6号 平成23年度能登町有線放送特別会計予算

議案第18号 平成22年度能登町一般会計補正予算歳入及び所管歳出

議案第19号 平成22年度能登町有線放送特別会計補正予算

議案第25号 能登町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について

議案第28号 能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について

議案第29号 能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第 32 号 能登町過疎地域活性化対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 40 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 43 号 奥能登広域圏事務組合の規約の変更について

以上 13 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、去る 2 月に行われた臨時議会に決定しました能都地区再整備事業の有線放送事業ですが、この事業に出来るだけ地元業者の雇用または下請け等を斡旋するよう、こういう不況の時期ですのでそういう話題が委員会で話され全会一致で執行部の方に指導するよう求めたところ、執行部は出来るだけ元請業者に対して仕事を斡旋するように指導していくとのことでした。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に教育民生常任委員長 南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 5 号 平成 23 年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第 7 号 平成 23 年度能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 8 号 平成 23 年度能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9 号 平成 23 年度能登町介護保険特別会計予算

議案第 17 号 平成 23 年度能登町病院事業会計予算

議案第 18 号 平成 22 年度能登町一般会計補正予算所管歳出

議案第 20 号 平成 22 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 21 号 平成 22 年度能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 24 号 平成 22 年度能登町病院事業会計補正予算

議案第 26 号 能登町地域医療対策基金条例の制定について

議案第 27 号 能登町男女共同参画推進条例の制定について

議案第 33 号 能登町特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第 34 号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

以上 14 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に産業建設常任委員長 酒元法子君。

産業建設常任委員長（酒元法子）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第５号 平成２３年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第１０号 平成２３年度能登町観光施設特別会計予算

議案第１１号 平成２３年度能登町公共下水道事業特別会計予算

議案第１２号 平成２３年度能登町農業集落排水事業特別会計予算

議案第１３号 平成２３年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第１４号 平成２３年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算

議案第１５号 平成２３年度能登町簡易水道特別会計予算

議案第１６号 平成２３年度能登町水道事業会計予算

議案第１８号 平成２２年度能登町一般会計補正予算所管歳出

議案第２２号 平成２２年度能登町観光施設特別会計補正予算

議案第２３号 平成２２年度能登町簡易水道特別会計補正予算

議案第３６号 能登町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第３７号 能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第３８号 能登町地域振興整備基金条例の廃止について

議案第４１号 町道路線の認定について

議案第４２号 町道路線の変更について

以上１６件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第１号「大平地区上水道設備設置の件」以上１件は、採択すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

質 疑

議長（久田良平）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

教育民生常任委員会 南委員長にお聞きします。旧能都町の時代に、この墓地公園の墓地管理費６２４１万円ついていますが、この金の流れ、墓地公園管理費について議論がなされたか委員長にお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

教育民生常任委員長南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

志幸議員の質問にお答えします。当委員会といたしましては、現在のところこの予算については敷地造成の予算であるということですからそのまま採択しました。以上です。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

はいどうもありがとうございました。旧能都町の時にこの墓地を造るにたって当時議論されていました。もう1点金の流れ、どう算出したのか。そういう問題は議論されたのでしょうか。イエス・ノーかでお答えください。以上です。

議長（久田良平）

志幸議員にお願いですが、質問の趣旨をしっかりと、中身を吟味し質問してください。答弁者が答弁しにくい部分もありますので。

11番（志幸松栄）

はい。この約6200万円の金の流れ。一般会計の中で起債なのか。それとも自己財源でやるのか。国からの補助金でやるのかということについて議論されたのかお尋ねしたい。

（「議長休憩」の声あり）

休 憩

議長（久田良平）

しばらく休憩します。

（午後1時45分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。教育民生常任委員長南正晴君。

(午後 1 時 4 7 分)

議長（久田良平）

教育民生常任委員長南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

質問にお答えします。全て自己財源で補うということです。以上です。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決 議案第 5 号から議案第 1 7 号

議長（久田良平）

これから採決を行います。お諮りします。

議案第 5 号「平成 2 3 年度能登町一般会計予算」

議案第 6 号「平成 2 3 年度能登町有線放送特別会計予算」

議案第 7 号「平成 2 3 年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第 8 号「平成 2 3 年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第 9 号「平成 2 3 年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第 1 0 号「平成 2 3 年度能登町観光施設特別会計予算」

議案第 1 1 号「平成 2 3 年度能登町公共下水道事業特別会計予算」

議案第 12 号「平成 23 年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」
議案第 13 号「平成 23 年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」
議案第 14 号「平成 23 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」
議案第 15 号「平成 23 年度能登町簡易水道特別会計予算」
議案第 16 号「平成 23 年度能登町水道事業会計予算」
議案第 17 号「平成 23 年度能登町病院事業会計予算」についてまでの以上 13 件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。

よって、議案第 5 号から、議案第 17 号までの以上 13 件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号から議案第 24 号

議長（久田良平）

次に、

議案第 18 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算」
議案第 19 号「平成 22 年度能登町有線放送特別会計補正予算」
議案第 20 号「平成 22 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」
議案第 21 号「平成 22 年度能登町介護保険特別会計補正予算」
議案第 22 号「平成 22 年度観光施設特別会計補正予算」
議案第 23 号「平成 22 年度能登町簡易水道特別会計補正予算」
議案第 24 号「平成 22 年度能登町病院事業会計補正予算」
についてまでの以上 7 件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。よって、議案第 18 号から議案第 24 号までの以上 7 件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 5 号から議案第 17 号

議長（久田良平）

次に、

議案第 25 号「能登町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について」

議案第 26 号「能登町地域医療対策基金条例の制定について」

議案第 27 号「能登町男女共同参画推進条例の制定について」

議案第 28 号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」

議案第 29 号「能登町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 30 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 31 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第 32 号「能登町過疎地域活性化対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 33 号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」

議案第 34 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 35 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 36 号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 37 号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 38 号「能登町地域振興整備基金条例の廃止について」

議案第 39 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第 40 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

議案第 41 号「町道路線の認定について」

議案第 42 号「町道路線の変更について」

議案第 43 号「奥能登広域圏事務組合の規約の変更について」

までの以上 19 件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

起立全員であります。よって、議案第 25 号から議案第 43 号までの以上 19 件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第 1 号

議長（久田良平）

次に、請願第 1 号「大平地区上水道設備設置の件」に対する委員長報告は採

択であります。委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。ここでしばらく休憩いたします。

(午後1時55分)

再開 議 第 1 号

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後3時45分)

本日、議会運営委員会委員長新平悠紀夫君から発議第1号「能登町議会議員定数等検討特別委員会の設置に関する決議について」が、追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号「能登町議会議員定数等検討特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長新平悠紀夫君。

提案理由の説明

議会運営委員長（新平悠紀夫）

ただいま提出いたしました発議第1号「能登町議会議員定数等検討特別委員会の設置に関する決議について」の提案理由の説明をいたします。合併以来6年が経過した現下の能登町は、少子高齢化の進展や地場産業の低迷などで、地域の疲弊感に著しいものがあります。

先頃発表された国勢調査速報による人口減少幅が県内で最大になるなど、それを如実に示しております。

本町はこうした中で、多様化、高度化する住民要望に的確に対応しつつ、将

来にわたって持続可能な行財政運営を可能にするため、行政サービスの民間委託、職員数の適正化など行財政改革に取り組んでいるところであります。

一方、県内外の各市町村議会は、執行機関が進める行財政改革に呼応するように、厳しい財政状況と民意を反映し、議会の活性化と改革の一環として定数を見直す動きが見られます。

このような状況にあって、本町議会は、地方分権型社会にふさわしい議事機関・監視機関としての機能を発揮しつつ、民意を的確に反映出来る議会づくりに向けて議員が自ら、その定数等について調査検討するため、能登町議会議員定数等検討特別委員会の設置を次のとおり提案するものでございます。

1. 名称は能登町議会議員定数等検討特別委員会。
2. 設置の根拠を地方自治法第110条、及び委員会条例第6条としております。
3. 目的については議員定数及び報酬に対する調査、検討のためであります。
4. 委員の定数は6名です。
5. 調査、検討期間を平成23年度12月第4回定例会までとし議長へ報告するものであります。

以上5点。議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご賛同賜りますようよろしくお願いして提案理由の説明を終わります。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました発議第1号については、全体審議といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって発議第1号は、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（久田良平）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。

採 決

発議第 1 号

能登町議会議員定数等検討特別委員会の設置に関する決議について

議長（久田良平）

これより発議第 1 号「議会議員定数等検討特別委員会の設置に関する決議について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（久田良平）

挙手全員であります。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

選任第 1 号

議長（久田良平）

ただいま能登町議会議員定数等検討特別委員会が設置されました。

お諮りします。

「能登町議会議員定数等特別委員会委員の選任について」、及び、「能登町議会議員定数等検討特別委員会委員長及び副委員長の互選について」の 2 件を日程に追加し、追加日程第 2、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、「能登町議会議員定数等検討特別委員会委員の選任について」、及び、「能登町議会議員定数等検討特別委員会委員長及び副委員長の互選について」の2件を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

採 決

**選任第1号 能登町議会議員定数等検討特別委員会
委員の選任について**

議長（久田良平）

追加日程第2 選任第1号「能登町議会議員定数等検討特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。ただいま設置されました能登町議会議員定数等検討特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、2番國盛孝昭君、3番市濱等君、6番椿原安弘君、7番河田信彰君、11番志幸松栄君、13番山岸昭夫君、以上6人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、能登町議会議員定数等検討特別委員会委員には、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩いたします。

(午後3時53分)

再 開

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後 3 時 5 5 分)

先ほどの休憩中に能登町議会議員定数等検討特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、同委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員の辞任の件

3月7日、10番奥成壮三郎君から、一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。「能登町議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、「能登町議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、追加日程第４として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第４ 許可第１号「能登町議会運営委員会委員の辞任の件」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番奥成壮三郎君は、しばらく退場していただきたいと思います。

(1 0 番 奥成壮三郎議員退場)

議長 (久田良平)

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。よって、10番奥成壮三郎君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、10番奥成壮三郎君の入場を許します。

(1 0 番 奥成壮三郎議員入場)

議会運営委員会委員の選任について

議長 (久田良平)

ただいま、議会運営委員会委員が一人欠けました。

お諮りします。「能登町議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。よって、「能登町議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序の変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

選任第2号

議長 (久田良平)

追加日程第5 選任第2号「能登町議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。「能登町議会運営委員会委員の選任について」は委員会条例第8条第1項の規定により、14番鍛冶谷眞一君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14番鍛冶谷眞一君を能登町議会運営委員会に選任することに決定しました。

会議録署名議員の補充指名

議長（久田良平）

次に、今期定例会第1日に、会議録署名議員に指名いたしました10番奥成壮三郎君が、本日の追加日程第4 許可第1号「能登町議会運営委員会委員の辞任の件」の審議中、除斥となり退場いたしました。

お諮りします。会議録署名議員の補充指名を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、会議録署名議員の補充指名を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6「会議録署名議員の補充指名」を行います。補充する会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、12番宮田勝三君を補充指名いたします。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩いたします。

(午後4時2分)

再 開

発議第2号

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時5分)

向峠茂人君ほか2名から発議第2号「東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(久田良平)

異議なしと認めます。よって、発議第2号「東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 発議第2号「東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。9番向峠茂人君。

提案理由の説明

9番(向峠茂人)

ただいま上程されました発議第2号「東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

去る3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれにより発生した大津波により亡くなられた方々とそのご遺族に対して、深く哀悼の意を表するとともに、行方不明となっている多くの方々が早期に救出されることを願い、負傷された方々をはじめとする全ての被災者に対し、心からお見舞い申し上げます。

今回の地震は、世界最大級の巨大地震であり、かつ大津波が発生したことから、被害は甚大で、東北、関東地方を中心に広い範囲で数多くの尊い人命と貴重な財産を奪い、交通網やライフラインなどを破壊し、都市の機能や地域経済も壊滅的打撃を受けています。

こうした中、人命救助を最優先し、被災された方々の窮状を一刻も早く解消することが、今求められる緊急の課題であります。

よって、国におかれては、被災者の救済を速やかに進め、地震、津波、原発事故等による被害の拡大を最小限にとどめるとともに、被災地の復旧・復興対策について、財政的支援をはじめ、新たな立法措置など万全の措置を講じられるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願い

ろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（久田良平）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決
発議第2号**

議長（久田良平）

これより追加日程第7 発議第2号「東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書の提出について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はいありがとうございました。起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。ただいま可決されました発議第2号の提出先並

びに処理方法につきましては議長に一任願いたいと思います。

閉会中の継続審査の件

議長（久田良平）

日程第４１ 「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、三常任委員長及び特別委員長から、目下、各委員会で調査・審査中の事項について、また、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

町長挨拶

議長（久田良平）

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成 23 年能登町議会第 1 回定例会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さる 3 月 7 日開会されましたこの度の定例議会におきましては、平成 23 年度一般会計予算はじめ多数の重要案件につきまして、開会以来長期間にわたり御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決、承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

ここに成立をみました平成 23 年度予算によりまして、町政各般にわたり所期の施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上発展に寄与して参りたい

と思っております。

なお、会期中議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期して参りたいと思っております。

さて、今会期中の3月11日発生しました未曾有の災害となりました東北地方太平洋沖地震につきましては、連日、死者・行方不明者の数が刻々と増す中、発生直後から緊急消防援助隊石川県隊の第一次隊として岩手県の被災地で救援活動を行っていました5人の能登消防署員から、想像を絶するような被災地の様子や捜索活動での状況などを聞きますと、町としましても、消防署員の継続的な派遣はもちろんのこと、保健士や技術職員の派遣も含め、関係機関と協議して参りたいと考えているところでありますし、役場各庁舎や支所、出張所、公立宇出津総合病院、議会庁舎の窓口におきましても、義援金箱を設置し、募金をお願いしているところでもあります。被災された地域の日も早い復旧と復興をお祈りいたしますとともに、能登町として出来る限りの人的・物的の支援を行って参りますので、町民の皆様のご支援並びに、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉 会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成23年第1回能登町議会定例会を閉会いたします。
皆様、12日間にわたり大変ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年 3月18日

能登町議会議長 久田 良平

会議録署名議員 河田 信彰

会議録署名議員 奥成 壮三郎

会議録署名議員 宮田 勝三